

令和2年塩尻市議会3月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 令和2年3月5日(木) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

- 議案第 1号 塩尻市手数料徴収条例及び塩尻市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 塩尻市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 塩尻市基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 農業委員会委員の任命について
- 議案第14号 財産の無償譲渡について
- 議案第16号 檜川地区デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第17号 令和2年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○出席委員・議員

委員長	平間	正治	君	副委員長	樋口	千代子	君
委員	永田	公由	君	委員	山口	恵子	君
委員	横沢	英一	君	委員	小澤	彰一	君
議長	丸山	寿子	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長 横山 文明 君 議会事務局次長 赤津 廣子 君

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ちょっと時間、定刻より早いですが、皆さんおそろいだと思いますので、ただいまから3月定例会総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席をしております。

それでは、審査に入ります前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。総務生活委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げますとおり、新年度予算ほか、よろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ大変幸甚に存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案につきましては、別紙委員会付託案件表のとおりであります。詳細について副委員長から申し上げます。

○副委員長 おはようございます。今回の委員会は、本日とあすの2日間にわたり審査を行います。なお、今委員会での視察及び懇親会は行いません。また、定例会最終日でございますが、19日の懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染を回避するため中止となりましたのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のために簡潔明瞭な説明、質問、答弁をお願いいたします。また、発言に際しましては必ずマイクの使用をお願いいたします。それと年度末で大変お忙しい中だと思われ、マスクの方も大勢見られますので、時節柄必要な職員さん残っていただいて、入れかわりをどうぞお願いいたします。

議案第1号 塩尻市手数料徴収条例及び塩尻市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市手数料徴収条例及び塩尻市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第1号塩尻市手数料徴収条例及び塩尻市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案関係資料になりますけれども、1ページをお願いいたします。

1番の提案理由にありますように、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」、ちょっと長いんですが、以下デジタル手続法と略させていただきますが、その法律の公布によりまして住民基本台帳の一部が改正されたことに伴い必要な改正をするものでございます。

改正の概要につきましては、デジタル手続法の改正によりまして住民票等を削除した後の除票の位置づけや保存方法等が明確化されたことから、塩尻市手数料徴収条例に住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しに係る手数料を新たに定めるものです。あわせて塩尻市行政不服審査法施行条例において引用している法律の題名及び条項を改めるものです。

条例の新旧対照表ですが、次の2ページをお願いいたします。別表第1中、現行では住民票または戸籍の附票の写しのみが規定されておりましたが、改正案のとおり、そこに住民票の除票と戸籍の附票の除票の写しを追加したものであります。

また、次の3ページには、別表備考の2項にありますように、右にある現行を引用している法律の題名が左の改正案のように改められたことから、題名と条項を変更するものであります。

1ページに戻っていただきまして、本条例の施行は公布の日から施行するものです。説明は以上となります。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○**永田公由委員** 今までは除票の写しというのは無料だったんですか。

○**市民課長** 戸籍の除票も住民票と同じように300円を徴収しておりました。条例の中には、住民票または戸籍の附票の写しと同等のものと考えて300円を徴収しておりました。

○**永田公由委員** 今度はこれを入れたということだね。

○**市民課長** そうです。明記したということになります。

○**委員長** ほかに。

○**山口恵子委員** 法律の改正によってこのようになるということですが、300円の料金というのはもう法で定められた料金なのか、自治体ごとに違いがあるのかを教えてください。

○**市民課長** 住民票の関係につきましては市町村それぞれで定めることになっておりますので、戸籍は法で決まっておりますけれども、住民票は市町村でそれぞれ定めておまして、塩尻は300円という規定にしております。

○**委員長** よろしいですか。

ほかによろしいですかね。それでは、質疑を終了します。

自由討議を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第1号塩尻市手数料徴収条例及び塩尻市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第1号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第2号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第2号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**総務人事課長** それでは、議案第2号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして議案関係資料で説明をさせていただきたいと思っておりますので、4ページをごらんください。

まず、1の提案理由でございますけれども、監査委員と福祉委員の報酬を見直すことに伴いまして必要な改正をさせていただくものです。

次に、2の概要になりますが、監査委員と福祉委員の報酬を引き上げるものでございまして、監査委員につきましては2月7日開催の議員全員協議会で報告をさせていただきましたが、監査制度の充実強化の推進のため地方自治法が改正され、監査基準の策定が義務化されたことによりまして監査の質が上がるとともに事務量の増大が予想され、監査委員の負担とそれから責任が大きくなることから、県内の状況も参考にさせていただく中で報酬額を引き上げるものでございます。

また、福祉委員につきましては、福祉委員は市の規則に基づきまして民生委員が兼任をさせていただいておりますけれども、民生委員・児童委員の業務内容が多岐にわたっており、重責であるということ、またその活動費が業務内容と比較して少額であることから、兼務をいただいている福祉委員の報酬を改定することで業務を担っていただきやすい環境を整えたいものでございます。これにつきましても、県内の状況と比較をすると委員長、副委員長の報酬額が少ないことから、平均額になるように見直しをさせていただくものでございます。

詳細につきましては、次ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。右側が現行、左側が改正案になります。まず、監査委員ですが、現行では議会の議員のうちから選任された委員と識見を有する者のうちから選任された委員で、報酬額はそれぞれ5万4,300円、9万6,000円となっておりますけれども、識見を有する者のうちから選任された委員のうち代表監査委員としての報酬を別に設けるとともに報酬額を月額10万4,000円とし、識見を有する者のうちから選任された委員を2,000円増の9万8,000円に、それから議会の議員のうちから選任された委員につきましては700円増の5万5,000円にさせていただきたいものでございます。

次に、福祉委員でございますけれども、委員長は現行年額8万9,000円を1万5,000円増の10万4,000円に、それから副委員長は現行8万円を5,000円増の8万5,000円に、委員につきましては現行7万6,000円を4,000円増の8万円にさせていただきたいものです。

ページをお戻りいただきまして、4の条例の施行等につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○横沢英一委員 金額のことなんですが、先ほどの説明の中では他市の状況と比較して求められたということですが、何か算出根拠等があったら教えていただきたいと思いますが、お願いします。

○総務人事課長 監査委員につきましては監査委員会事務局長から、それから福祉委員につきましては本日福祉課長が出席をさせていただいておりますので、答弁させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 監査委員の報酬につきましては、昨年の4月1日調べの19市の状況でございますが、それぞれ各市によって報酬が違っておりまして、一番高いのが現在岡谷市の18万2,000円から今一番低いところで飯山市の6万1,000円という状況ではございます。それぞれの市にその根拠の状況等を聞きましたところ、積み上げてある市、それから人口等に合わせて状況を見て金額を決めた市とまちまちでございましたが、我が市においては今現在19市中8番目の状況でございます。その中から同じ人口比であれば伊那

市が実は7番目でございますが、そういった中からと、近隣市の特に松本市等の報酬額等も勘案しまして確定したところでございます。また1点追加の説明とさせていただきますが、代表監査委員と監査委員の金額を分けている市は19市中6市ということになっておりますので、うちの市が分けると7市という形になりますのでよろしくお願いたします。

○**福祉課長** それでは、福祉委員の報酬について答弁させていただきます。福祉委員につきましても19市の状況を見まして積算をさせていただいております。改訂前の金額になりますけれども、委員長の金額につきましても19市の中では12番目という形の金額となっております。また副委員長については8番目、一般の委員については6番目という形の金額でございました。職務の量から勘案しますと委員長の報酬が他市に比べて低いという状況がありましたので、これを一般の委員の水準と同じ程度に上げるというところから委員長の金額を1万5,000円の増、副委員長の金額を5,000円の増というような形で積算をさせていただいております。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○**山口恵子委員** 福祉委員についてお聞きします。民生委員が兼任をするということですが、仕事の内容として民生委員としての仕事と福祉委員としての仕事でどのような違いがあるのかお聞きします。

○**福祉課長** まず改選前まででございますが、福祉委員につきましては塩尻市からと塩尻市の社会福祉協議会からも委嘱をしておりました。今回の改選に伴いまして塩尻市社会福祉協議会は民生委員に対して福祉委員を委嘱しないということになっております。塩尻市といたしまして民生委員に福祉委員としての仕事をお願いする部分でございますが、民生児童委員につきましても、地域の課題を抱える方等についての訪問活動や見守り活動を主にやっただいております。市としましては、民生委員が把握した情報を市の事業につなげていただく、また市のほうからお願いする市で実施しております事業に協力していただくという部分では福祉委員としての活動というふうを考えております。

○**委員長** いいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですか。それでは自由討議を行います。何か御意見があったら。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第2号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第2号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 次に、議案第3号塩尻市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**総務人事課長** それでは、議案第3号塩尻市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてお

願いをいたします。議案関係資料で説明をさせていただきますので、6ページをお開きください。

まず、1の提案理由でございますが、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されることから必要な改正を行うものでございます。

2の概要につきましては、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が始まることに伴いまして、そのサービスの宣誓に係る規定を加えるものでございます。

3の条例の新旧対照表でございますが、こちらで説明をさせていただきたいと思っておりますので、次ページをごらんください。右側が現行、職員のサービスの宣誓でございますが、第3条になります。新たに職員となった者は上級の公務員の面前において宣誓書に署名をしてからでないとその職務を行ってはならないというふうにされております。これにつきましては、会計年度任用職員につきましても令和2年4月1日から一般職となることから、こちらの該当となりまして、本来ですと会計年度ごと、つまり毎年この宣誓を行う必要が出てまいります。しかしこれによりまして会計年度任用職員の負担が大きくなること、それから国の運用マニュアルにおきまして署名した宣誓書の提出でよいこと、それから採用時に宣誓の署名を行った場合はこれをもって次年度以降も行ったこととみなすというふうにされておきまして、左側改正案の第3条第2項の下線部分になりますけれども、この会計年度任用職員につきましては別段の定めをすることができることを明記をしまして、採用となった初年度のみの署名をもってかえられるよう運用を図るものでございます。

6ページに戻っていただきまして、4の条例の施行等になりますが、令和2年4月1日から施行とするものでございます。説明につきましては以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○永田公由委員 できればこの宣誓書というのをちょっと見せてもらえればありがたいけど。

○総務人事課長 そうしましたら、後ほどお配りするということでもよろしいでしょうか。

○委員長 よろしいですね。

○総務人事課長 では、内容だけ読ませていただきます。

私は塩尻市の、その後にそれぞれの職務が入りますが、それとして採用されるに当たり、勤務条件通知書等の内容を理解し承諾をします。また勤務については職務上知り得た秘密を漏らさない等の服務規律を守るほか、法令、条例、規則等を遵守し、所属長の指示に従って誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。なお、次の場合は採用の取り消しを受けても異存ありません。1、貴市に提出した履歴書及び面接時の口述事項等と相違する事実が判明した場合。2、市税、上下水道料金等の滞納の事実が発生し、市職員として適格でないとし事が認められた場合。選考時の提出書類の記載事項について異動または変更があったときは遅滞なく貴市に連絡をいたします。

それで、その後に宣誓日と誓約者ということで所属、住所、氏名の署名をしていただくというような形になっております。

○委員長 では、宣誓書は後ほどそれぞれに配付を願います。ほかにございますか。

○小澤彰一委員 ちょっと確認なんですけれども、会計年度職員というのは年度いっぱいという方も当然多くいらっしゃると思いますが、中断期間のある方というのはいらっしゃるんですか。

○総務人事課長 職務にもよりますけれども、基本的には単年ごとの任用という形になりますので、途中で中断

ということはまず想定されないというふうに考えております。

○小澤彰一委員 例えば産休、育休代替職員、こういう方は中断とは認めないですか。

○総務人事課長 それぞれにつきまして産休、育休等は該当にはなりませんので、それを中断というと中断になるのかもしれませんが、市の職員としての立場というものはそのまま存続されておりますので、基本的には継続という形で考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了して自由討議を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第4号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第4号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 それでは、議案第4号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例についてよろしくお願ひいたします。議案関係資料8ページをお願ひいたします。

提案理由でござりますが、「地方自治法等の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されることに伴い必要な改正をするものでござります。

2の概要ですが、引用している法律の条項を定めるものでござりまして、自治法の改正に伴いまして243条に1条が加わるということで、条ずれという形での改正になりますのでよろしくお願ひいたします。

条例の新旧対照表でござりますが、9ページの対照表をお願ひをしたいと思います。現行、監査委員条例の中にあります第4条の次条の引用しております第243条の2第3項が1条追加されることに伴いまして改正で、第243条の2の2第3項となる改正でござりますのでよろしくお願ひいたします。

条例の施行等につきましては令和2年4月1日から施行するものとなります。私からの説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ござりますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、原案のと

おり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第5号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第5号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案関係資料の10ページをお願いいたします。

提案理由は、1にありますように成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るため必要な改正をするものであります。

改正の概要につきましては、印鑑の登録の資格に係る規定を改めるものです。

条例の新旧対照表ですが、11ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表を見ていただくのが一番わかりやすいかと思っておりますけれども、ここにありますように、第2条第2項の規定におきまして、現行では成年被後見人におきましては印鑑の登録を受けることができないことになっておりますが、一定の要件を満たせば印鑑登録が受けられることになったことから、国の事務処理要領の改正に合わせ成年被後見人の表記を意思能力を有しない者に改めるものであります。

前のページにお戻りいただきまして、本条例の施行は、公布の日から施行するものであります。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。質問、ございますか。

○永田公由委員 成年被後見人であっても、今度はある程度意思の表示ができる人は印鑑登録が自分でできるということですか。

○市民課長 その一定の要件になりますけれども、成年被後見人でありましても法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者とみなして申請を受けつけることとして差し支えないということで国のほうで事務処理要領が出ましたので改正をさせていただいたものです。

○永田公由委員 わかりました。

○委員長 ほかにはよろしいですか。いいですか。

それでは質疑を終了します。自由討議を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 塩尻市基金条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第6号塩尻市基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第6号塩尻市基金条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。議案関係資料の12ページをごらんをいただきたいと思います。1の提案理由でございます。循環型社会推進基金を設置することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございますけれども、地域資源を有効に活用した循環型社会の推進を図るために要する費用の財源に充てることを目的として、新たに循環型社会推進基金を設けるものでございます。

新旧対照表につきましては、13ページをごらんをいただきたいと思います。この新旧対照表の左側が改正案でございますけれども、別表にアンダーラインのとおりでございますけれども、循環型社会推進基金を加えるものでございます。目的及び使途につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。この基金の原資につきましては、昨日、一般社団法人塩尻市森林公社から1,700万円の寄附をいただいたところでございます。それを今回、御提案を申し上げました一般会計補正予算に基金の積み立てを計上したところでございますのでお願いいたします。また、活用方法につきましては、御承知のことと存じますが、地区防犯灯のLED化の促進を図るための補助金、補助要綱の整備を現在進めているというところでございます。

12ページにお戻りをいただきまして、条例の施行等でございます。こちらにつきましては、公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 質疑を行います。質問等ございますか。

○永田公由委員 これは、あえて、この基金をつくったということは、継続して、これからもここへ寄附が続くという前提に立って、これをつくったわけですか。

○財政課長 寄附につきましては、相手があることでございますので明確なお答えができませんが、一応、そのような、ある程度の見込みがあるということと、また、本会議でもお答えを申し上げましたとおり、それが不足する場合には、ふるさと基金等運営、別の積み立て財源を検討していきたいというふうに考えております。

○永田公由委員 何か、あえて、これをつくらなければいけない理由というのが、よく、はっきり理解できないのだけれども、これを、あえてつくった理由というのを、もう少しわかりやすく説明してもらえ。

○財政課長 これまで、塩尻市におきましては、森林再生を含めまして、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。そういった中で、昨年12月定例会において、今、御質問があったように、これからバイオマスの発電等が始まる中で、そういったものを地域に還元をできないかというところを検討していく過程で、クリーンな電力を地域で地産地消できるというような仕組みをつくるために、今回、このような基金を造成しまして、循環させていくというような目的で設置を御提案を申し上げたところでございます。

○永田公由委員 わかったような、わからないような。委員長、もう一回。さっき、課長の説明だと、LED化に対してその補助をしていくという話だった。これは、あくまでも、それに限るわけですか。ほかの循環型社会の推進にかかわるようなものには出していないということですか。ではなくて、広く出すという理解でいいの

か。

○**財政課長** 当面、想定しているものにつきましては、先ほど申しあげました地区防犯灯のLED化ということでございますけれども、ただ、その先につきましては、さらに幅広い活用を検討する中で、こういった基金の名称とさせていただきますところでございますので、その辺については、また今後の検討課題としております。以上でございます。

○**永田公由委員** いいです。

○**小澤彰一委員** 昨日の中村議員の質問の中で、私、よくわからない点があったのだけれども、今までLED化を自前でもって努力をして街灯などに設置してきた区と、これから入れようとするところに対する補助との間の損が生ずるだろうということで、面倒なことだというふうに思ったのですけれども、この運用規定だとか、そこら辺のところの見通しみたいなのは、どういうふうにお考えになっていますか。

○**地域振興課長** 各区のLED化につきましては、区によって進んでいる区と、遅れているか、手がつけられない区とあります。先行してLED化することによって、LED化にかかわる電気料を補助していく予定ですので、その分、メリットがあると言いますか、そういう状況にあると思います。遅れている区につきましては、どうしても自主的な財源等の理由もあるものですから、LED化改修にかかわる補助を上乘せしてLED化を推進するような形で、全市的にLED化が同じように進むような形で要綱のほうを整備していきたいというふうに考えております。

○**小澤彰一委員** 多分、面倒な手続きだと思えますけれども、ぜひ、進めていただきたいと思うのですが、この運用の規定というのですか、決まりみたいなことというのは別に提案されるのでしょうか。

○**地域振興課長** 今現在、補助金の交付要綱がありますので、それを改正することによって対応していきたいというふうに考えております。

○**委員長** ほかに。

○**山口恵子委員** 関連なのですけれども、現在、市内66地区があつて、地区ごとにLED化の推進、進みぐあいが違うと思うのですけれども、この基金を使って電気料を賄う場合、金額で地区ごとの差、たくさんいく地区と、余りいかない地区との差がどのぐらいなのか、もし、数字でわかれば教えていただきたいと思えます。

○**地域振興課長** 今、具体的な数字が手元にはございませんが、改めて答弁させていただきます。

○**山口恵子委員** 先ほどの目的というか、地区への還元率を、やはり推進していくということなので、現状を教えてくださいとしますので、よろしくをお願いします。

○**市民生活事業部長** 具体的な数字がないということなのですが、きのう、中村議員のほうからも御質問の中でありましたけれども、吉田区は年間で150万円ぐらいを負担しているということでございまして、吉田区は、ほぼ100%に近いLED化率になっておりますので、吉田区の例でいきますと150万円くらい。ただ、区によっては、LED化にほとんどなっていないところがありますので、そちらの区にはゼロというような形になろうかと思えます。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。

一点、いいですか。確認だけさせていただきますけれども、地域資源を有効に活用した循環型社会の推進とありますが、この地域資源を有効に活用したというのは、どういう範囲を、どこまで想定されているのか。

○**財政課長** この地域資源を有効にというのは、これまで電力の買取等を行っております小水力の発電であったり、太陽光、また、この10月から始まる予定となっております木質バイオマスなど、自然の資源などを地域資源として活用していくということを想定をしているところでございます。

○**委員長** 今、言った範囲で、ほかに想定されるものはないというわけですか。

○**財政課長** 想定範囲の中では、今は申し上げたとおりのものでございますし、また、今年度、新たなものが出てくるようであれば、そういったものも活用は考えていきたいと思っております。

○**委員長** ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは質疑を終了して、自由討議を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第6号塩尻市基金条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第6号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第7号 塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 次に、議案第7号塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**経営戦略課長** では、議案第7号塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。議案関係資料の14ページをお願いいたします。この条例改正につきましては、まず本市では、平成16年度に指定管理者制度を導入しております。その後、平成25年度には、外部有識者によります指定管理者の候補者の選定審査を導入しているところであります。しかしながら、制度導入から現在15年が経過していること、また、他の自治体と同様に指定管理者を公募しても複数の応募がされることが少なく、競争の原理が働いていないのが現状となっております。指定管理者の指定を受けると、通常は5年間、指定管理者による自己評価と担当課職員によります内部評価のみで外部有識者によります評価が行われていないため、形骸化しつつあるという状況がございます。そこで、外部モニタリングを導入することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

それでは、議案関係資料に基づきまして説明を申し上げます。まず、1の提案理由になります。指定管理者の管理をしております公の施設について、法的な管理運営、住民サービスの向上等を図るため、外部有識者によります専門的な評価を行うことに伴いまして、必要な改正をするものなどでありまして、

2の概要につきましては、大きく2点ございます。1点目が、(1)の現在の塩尻市公の施設指定管理者選定審査会の任務に、指定管理者が行う公の施設の管理運営に係る評価を行うことを加えまして、名称を塩尻市公の施設指定管理者選定審査・評価委員会に改めるものであります。具体的には、市が施設の設置目的を達成するため、

指定管理者が協定書、仕様書及び事業計画書を遵守し、施設の管理運営が適正に行われているかを確認するとともに、サービスの水準の向上、経費の縮減、安定した施設経営を行っておりますモニタリングに外部有識者により外部モニタリングを導入するものであります。今回、導入を予定しております外部有識者により外部モニタリングにつきましては、指定期間の中間年に行うもので、5年間の指定管理者期間の施設につきましては、3年目に2年目の管理運営について評価を行うものとなっております。次に、2点目が、名称を変更いたします塩尻市公の施設指定管理者選定審査評価委員会の委員の定数を、現在の7人以内から9人以内に改めるものであります。具体的には、公平かつ適正な審査のために、施設の規模、特性等を踏まえまして、必要に応じまして、選定審査に当たる委員を9人までふやして行うものであります。

3の新旧対照表につきましては、後ほど説明を申し上げます。

4の条例の施行等につきましては、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

では、15ページをお願いいたします。新旧対照表によりまして改正内容を説明を申し上げます。まず、第4条第2項の改正につきましては、先ほど2の概要の(1)で説明を申し上げましたように、現行の審査会に新たな任務を加えることに伴いまして、名称を改めるものであります。次の第5条は、地方自治法の兼業禁止に準じた規定で指定管理者になることができない法人等を規定しておりますが、第2項の改正案の教育委員会にあっては、教育長及び委員を加える改正につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことによりまして、従来は教育長につきましては教育委員会の委員から教育委員会で選出されることとなっておりましたが、法律の改正によりまして、教育委員会は教育長及び委員をもって組織するというように改正がされました。これに伴いまして、市の委員会の委員では教育長は含まれないため改正を行うものであります。次に、第12条第1項の改正につきましては、審査会の任務に指定管理者の候補者の選定に加えまして公の施設の管理運営に係る評価を加えるために規定を加えるもので、外部有識者により外部モニタリングを可能とし、それにあわせまして名称と略称を改めるものであります。

おめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。第13条の改正につきましては、審査会の名称変更に伴いまして、略称を改めるものと、委員の定数を7人以上から9人以内に改めるもので、こちらは、先ほど概要の(2)で説明を申し上げましたように、公平かつ適正な指定管理者の候補者の選定審査を行うため、施設の規模、特性等を踏まえまして、必要に応じまして、選定審査に当たる委員を9人までふやして行うものであります。

17ページにつきましては、今回、改正の附則の第2項によりまして、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、塩尻市公の施設指定管理者選定審査会に委員の名称を改めることに伴いまして改正を行うものであります。説明は以上であります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○横沢英一委員 この中で、特に4条の2、評価委員会を入れるということなのですが、今までの公の施設指定管理者の選定委員会の中でも、こういうことは当然申請者のほうからも、こういうふうにやりますとか、こういうふうになりますよとかというようなことは、申請書の中には相当書いてあったと思うのですが、それをしっかりチェックをして、そして、それを評点にしていくということなのですか。

○経営戦略課長 今までにつきましては、選定審査の際に、そういった書類等につきまして審査を行っておりま

す。ただそれが、指定期間が5年、または7年の期間につきましては、内部評価または指定管理者自身による自己評価というのが行われておりまして、外部有識者による視点が入っておりませんでした。それを今回、例えば5年であれば2年が終わった時点で3年目に外部有識者に入っただいて、どういう状況であるかということ、財務状況も含めて見ていただく、評価をしていただくというための制度として加えるものであります。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 この現在の7人の方の個人名はいいのだけれど、どういった方がなっているかというのを教えてください。

○経営戦略課長 まず、外部有識者の5人につきましては、まず、民間シンクタンクの方、こちらは、シンクタンクの調査部長に入っただいております。もう一人が市内金融機関の地銀の支店長、あと社会保険労務士、あとは地元大学の行政法律専門家の方、あとは人権擁護委員の方、こちらの5名が識見を有する者の5人となっております。それ以外に、内部職員といたしまして副市長と、その施設を担当する、所管をする部長が入って7名となっております。

○永田公由委員 それで、今度はその外部有識者というのはどういった方を予定されているわけですか。

○経営戦略課長 外部有識者につきましては、今の委員の方をそのままお願いをいたしまして、選定審査も行っていただきますし、評価につきましても同様の委員の方をお願いをするというものであります。

○永田公由委員 今度、2人ふえるのでは。

○経営戦略課長 その2人につきましては、今回、想定をされておりますのは、新体育館の選定審査のときに2名ふやして行いたいということで、2名をふやすという改正を行うものであります。その2人につきましては、そちらの新体育館の建設工事の工事管理を行っている一級建築士の方、もう一人は新体育館の建設懇話会の委員で基本設計の際に意見聴取を行った方をお願いできればということで、今、調整を行っているところであります。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○副委員長 今、指定管理を受けているところも、これから中間年にやるということでしょうか。

○経営戦略課長 現在、指定管理を行っている施設、30施設ございます。そちらにつきましても行ってまいりますけれども、全てではなくて、行う施設につきましては、例えば、介護施設、介護交流施設、各区等が管理を行っている指定管理施設、そういったものにつきましては該当はしないというふうに考えております。

○副委員長 もう一度、該当しない施設を。

○経営戦略課長 塩尻市の介護予防交流施設、例えば、枚敷区とか本山区、大門三番町、四番町が指定管理となっている施設等につきましては今回除外をしていきたいと考えておりますし、あと、公営住宅、長野県の住宅供給公社に指定管理をお願いしている施設につきましては今回対象外というふうに考えております。

○副委員長 社会福祉協議会の関係なのですけれども、今の委員の中に福祉に精通した方がいらっしゃらないということが心配でして、外部モニタリングの導入は非常に神経を使うのですけれども、福祉系の皆さんはそういう神経の使い方になっていませんので、やはり事前にしっかり説明していただくとか、やはり福祉系のことが理解できる方をぜひ審査会のメンバーに加えていただきたいと思っております。

○経営戦略課長 わかりました。今度の委員の委嘱の際には、そういった部分も考慮していきたいと考えておりますのでお願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了して自由討議を行います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ここで11時まで休憩といたします。

午前10時49分 休憩

午前10時57分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

○総務人事課長 先ほど永田委員から御質問がございました議案第3号塩尻市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の関連資料、配付をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

〔資料配付中〕

○委員長 これについては、よろしいですか。

議案第12号 農業委員会委員の任命について

○委員長 それでは、次に議案第12号塩尻市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第12号農業委員会委員の任命についてをお願いいたします。議案関係資料で説明をさせていただきますので27ページをお開きください。まず、1の提案理由でございますが、農業委員会委員の任命につきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。2の概要でございますけれども、農業委員会の委員19氏が令和2年3月19日に任期満了となることに伴いまして、次の19氏を適任者と認め任命しようとするものでございます。お名前を申し上げます。塚原一郎氏、塩原正氏、三村明一氏、塩原令子氏、平林金一郎氏、山崎憲一氏、以上6名が再任でございます。続きまして、増田利司氏、川窪澄人氏、竹原均氏、河野秀夫氏、小原祐司氏、西村規男氏、伊藤正彦氏、伊藤正光氏、酒井芳文氏、赤堀次男氏、神戸博氏、小澤博子氏、小林恵氏、以上13氏が新任となっております。なお、任期につきましては、令和2年3月20日から令和5年3月19日の3年間となっております。次に3の略歴書につきましては、別記のとおりでございますので御確認をいただければと思います。説明につきましては以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○永田公由委員 教えてもらいたいのだけれども、前の法律改正で選挙から市長が任命するようになって、その農業委員19人のうち1人は農業に全く関係のない農家でない方を入れなさいという規則、決まりができて、今回も小林さんという方が入っていると思うのだけれども、その理由というか、どうして1人だけ入れなければいけないか、その理由を教えてもらいたい。

○総務人事課長 農業委員会事務局長が出席をさせていただいておりますので、答弁させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○農業委員会事務局長 お疲れさまです。ただいまの御質問ですけれども、前回、平成28年の農業委員会法の改正の中で、法律の中で農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと法律の中で決められておまして、こちらは1人というわけではなくて1人以上含めるようにというふうになっております。ただ、余りそういう方が多くなりますと、今度は農業委員さんの、要は農地の知識を持っている方のほうの人数が減ってしまいますので、塩尻市としては1名ということにさせていただいております。なお、こちらのほうは、規定のほうで1名というふうになっております。

○永田公由委員 国が決めたことだからやらなければいけないということはわかるのだけれど、変な話だけれど、例えば、あとの18人は全部農業をやったり農地を持っていたり農協ともかかわりがある皆さんで、全く小林さんという方、多分、サラリーマンの奥さんだと思うのだけれども、この方が、例えば会議なんかに行って何をさせようとしているのかというのが、国ではこういう方を入れて、その方に何をしてもらおうと思っているのかというのは、そういった説明はありましたか。

○農業委員会事務局長 今も1人、小池委員さんが同じようにやられて、やはり最初は何をしているのかわからないということでおっしゃってらっしゃったのですけれども、一応、今回新しくなる方にも、農業委員会の仕事を全部内容等を説明いたしまして、その中で、本当に農家さんでは当たり前のことだけれど、農家さん以外の方では不思議に思うようなことがたくさんあると思います。その辺については、周りは一般常識だということでも、とにかくわからないことは聞いてもらって、要は、偏った考えにならないようにという、そういうことでお願いしているものでございます。

○委員長 いいですか。ほかには。

○小澤彰一委員 私もよくわかりませんが、これ選任をされるときに資格みたいなものというのはどういうふうになっているのでしょうか。市長が任命する際、土地を持っているとか何か昔はあったと思うのですけれど。

○委員長 答弁をお願いします。

○農業委員会事務局長 基本的には農家ということをお願いしております。一応昔の選挙をやっていたときは、資格としては10アール以上、それから62町耕作をしていることというのがございましたけれども、今は逆にそういう縛り自体はありません。ただし、認定農業者を半数以上入れなさいという縛りはございます。以上でございます。

○小澤彰一委員 非常につまらないことかもしれませんが。この名簿で並んでいる順番というのは何の順番で並んでいるのでしょうか。

○**農業委員会事務局長** まず再任と新任というふうに分かれておりますけれども、そのほかの並びにつきましては、一応行政区の順番でやらせていただいております。議席とかの番号とか、また臨時会開きまして、そのときに決めるようにしておりますので、今こちらのほうに並んでいる順については、再任につきましても新任につきましても行政区順。それから最後、小澤博子さんと小林さんですが、小澤博子さんは団体推薦、農協から推薦していただきましたので、それから小林さんにつきましては、先ほど申しましたように第三者ということで、こちらのほうに載せさせていただいております。

○**小澤彰一委員** 私がその質問したのは、女性が3人しか入っていない。しかも、その女性の2人が一番末尾に加えられている。これどういう意味なのかなと思ったものですから、失礼いたしました。

それから、私ちょっと驚いたのが、再任される方6名はともかくとして、新任の方13名いらっしゃる。ですから、19人中13名の方がおやめになって、新しく新任の方が13名任命されたと思うのです。これだけ大量に入れかわるといことは通常あり得ることなのですか。

○**農業委員会事務局長** 以前の選挙のころもなのですけれども、地区ごとに続ける場合と続けない場合ございまして、今回は違うのですけれど、宗賀ですとか洗馬は割と1期でかわるとい方が多くいらっしゃいます。今回大勢かわっていますけれども、農業委員から推進委員になって残留される方も今回いらっしゃいます。

○**小澤彰一委員** 農業委員の任務が過酷で耐えられないということでやめられたような方というのはいらっしゃるのですか。これだけ大量にやめられるといことは何か理由があるのではないかと感じてしまうのですけれど、いかかですか。

○**農業委員会事務局長** 確かに体調が余りよくないということで、今回はもうこれでという方もいらっしゃることはいらっしゃいますけれども、基本的には地区からの推薦でお願いしておりますので、そちらのほうでまだやりたいという御自分の御意思があれば続けていらっしゃる方もいらっしゃいますし、選ぶのは本当に地区からの推薦でいただいておりますので、こちらから残ってくれとかといことはございませんので、ということによろしいでしょうか。

○**小澤彰一委員** 選挙ではないので、何らかの選出基準がどこかにないと、市長だって選べないと思うのです。やむなくやめられた、体調だとか、あるいは地区の順番でやめられたという理由でないような方というのは、この中にいらっしゃるのですか。

○**農業委員会事務局長** 選出につきましては、各地区にお任せしてしまっているものですから、そこまで深い理由はわからないのですけれども、地区で持ち回りやっているとところもございまして、その関係で任期が早いという方もいらっしゃいます。

○**小澤彰一委員** わかりました。

○**委員長** ほかに。

○**議長** まず1点は、これは地区よっての農業者の数か何かによつて何人選ぶとかいような配慮があるのかどうか1点と、それから、女性は多分この中で3人かと思われましても、以前お聞きしたときには、努力して女性を入れるようにしているといことはお聞きはしているのですが、他市の状況と、それから、そうはいつでも全体的の中ではまだ少ないと思うのですけれど、その辺に対する考え方を教えてください。

○**農業委員会事務局長** まず、農家の人数に対するということですが、一応地区の数でなるべく各地区に

1人ずつ農業委員もしくは推進委員を置きましょうということで、人数割をしております。農家件数だけになりますと、全ての方が自分の出身のところで耕作しているわけではないものですから、人数でやってしまうと、どうしても洗馬のほうに偏りが出てしまったりということがございます。ですので、あくまで地区になるべく1人ずつ置きたいという考えで人数をやらせていただいております。

それから、女性の委員ですけれども、地区からの推薦の際になるべくということではお願いはしているところなのですが、なかなか引き受けていただけないというところが実情でございます。他市の状況について、正確な数というのは把握してはいないのですが、どこの市町村でも女性の委員は少ないです。国のほうとしても、なるべく入れなさい入れなさいということは言っているのですが、現実問題としてはなかなかやっただけないというところがございます。

○議長 要望ですけれども、女性の農業者のほうが比率的には多い現状ですので、今後ふやしていただけるような、何か工夫と努力をぜひお願いしたいと思います。

○委員長 ほかに。

1点、要望といいますか質問兼ねてなのですが、農家でないところからも入れるということの趣旨は、また広い範囲で農業を見てくださいということになるかと思うのですが、その方は1期でかわったわけですよね。せめて1期ではなくて2期とかやれば、やってもらっている内容も仕事もわかるようになると思うのですが、1期でかわった理由と今後もそういう形を継続していくということでしょうか。

○農業委員会事務局長 今回も委員長がおっしゃったとおり、続けていただいたほうが経験や知識があるものからいいという意見と、あと、先ほども言いましたけれども、公平性を保つためというのがあるものですから、同じ人がずっとやるよりは人を変えて、委員長おっしゃられたように、広く意見をいただくためにはいろんな、今回たまたま地区がかわったりですとか、人がかわったほうが広く意見をいただけるのではないかとということがございます。選挙をやらなくなってからまだこれで2回目ですので、まだ手探り状態な部分もございます。今回につきましては、なるべく広く意見をいただくなら、人を変えたほうがいいのではないかとということで小林さんをお願いさせていただいております。

○委員長 それちょっと理論的に矛盾のあるところもあって、再任の方もいるので、必ずしも今のお答えというのは該当しないと思うのですが、できるならば、何期も続けて長い間とはいわなくても、1期で理解できなかったと言っているのですから、わかって理解をいただくようになるには、最低2期とか、期数決めるわけではないでしょうけれど、そういう形のほうが広く意見を聞くという意味もあるけれども、熟度を増すという意味で言えばそういったことも考えられると思うので、よく検討していただくように要望します。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号塩尻市農業委員会委員の任命につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号 財産の無償譲渡について

○委員長 次に、議案第14号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、議案第14号財産の無償譲渡についてです。議案会計資料49ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、塩尻市大字塩尻町1213番地7の斎場用地の土地で、面積は393平方メートルであり、相手方は町区区長岩田敏夫氏となります。譲渡目的は、斎場の西側に古来より地域の共同墓地として利用されてきた土地を実測したところ、一部斎場用地に墓石の建立があり、実測に合わせて、実際に管理をしている相手方による適正な管理及び活用を図るものでございます。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。よろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号財産の無償譲渡につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第16号 檜川地区デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の変更契約の締結について

○委員長 次に、議案第16号檜川地区デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

○危機管理課長 それでは、議案第16号檜川地区デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の変更契約についてお願いをいたします。別冊の議案関係資料の56ページをお願いしたいと思います。

まず、1の提案理由でございますが、檜川地区デジタル同報系防災行政無線整備工事に係る請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。これにつきましては、昨年の6月議会におきまして、契約の御承認をいただき締結をしたものでございます。

契約の概要につきましては、(1)目的でございますが、檜川地区デジタル同報系防災行政無線の整備工事。(2)相手方でございますが、株式会社TOSYS 中信支店、支店長児玉誠吾でございます。変更の内容でございますが、1つにつきましては、契約の変更でございます。変更前2億6,950万円を2億7,635万3,000円に変更するもので、685万3,000円の増額となります。2つ目でございますが、工事期限の延長でござ

います。令和2年3月31日から、令和2年5月29日までとしまして、約2カ月間延長するものでございます。変更の理由についてでございますが、既設の屋外拡声子局、いわゆる屋外スピーカーでございますが、こちらのほうの設備移設工事の増工ということで、当初、デジタルの新しい屋外拡声子局を設置する新しい柱でございますが、この建柱工事を冬場に行いまして、新しい拡声子局装置を柱に設置するという予定でございましたが、冬場に建柱工事につきまして、積雪の影響、また凍結の影響等を鑑みまして、作業の安全性という部分、また工事の精度という部分で、危険というような指摘がありまして、冬場になる前に、暖かいうちに工事をやるということになりました。そういった安全性を確保する観点から、先行しまして柱を建てたということで、既設のアナログ拡声子局、これを新しい柱に設置するという、移設するという工事の必要が生じたということで、一つはその増工分でございます。また、既設の屋外拡声子局の柱に無線LANの設備が設置されておりまして、新しい柱への移設工事が必要となったことから、その増工分。そのほかに支障木の伐採、また、JR東海から線路への建設工事と、指定された柱を建てる建設工事の箇所がございまして、電車に対する警備員の配置、そういったものも必要になったことから、増工となったものでございます。また、工期の延長につきましては、昨年10月の台風19号災害によりまして、パナソニック製のものをうちは入れているわけなのですが、パナソニックも福島県郡山市にあります基盤の製造工場が浸水をいたしまして、操業不能となったことから、基盤の納期が遅れまして、その期限を延長するものでございます。以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○小澤彰一委員 5月29日までは現在のアナログの屋内の子局というのは通常どおり使えるということですか。

○危機管理課長 そのとおりでございます。5月29日までは既存のものが使えます。

○小澤彰一委員 ということは、5月30日をもって屋内子局というのは使えなくなるということですか。

○危機管理課長 そういうことになります。

○小澤彰一委員 わかりました。

○横沢英一委員 この檜川地区のデジタル同報系無線の関係ですけれども、この関係は多分契約する前にも相当調査をしていると思うのです。そうすると、さっき課長が言われたようなこともわからないことはないけれども、特にことしは全然雪も降らないし、固くならない。昔なら30センチくらい凍っていて、穴も掘れないとかということもあったけれど、ことしなんか凍ったところ見たこともなかった。実情に応じてしないということが一つです。

それともう一つ、12月補正くらいにはこの案件を上げてもらえなかったかなと、そんなふうにしたのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○危機管理課長 事前に気候といいますか、特にことしは暖冬だったわけなのですが、まだ秋ごろの時点ではこのように暖冬になるということまで予想できなかったものですから、作業員の安全性というものを一番考慮したということと、特に檜川地区につきましては、市内においては積雪の多いところだとか、特に気温が下がるというところの中で、安全性を第一に考えまして前倒しさせていただいたということでございます。

それと、12月補正ということでございますが、本来であれば12月に出すべきだったと思いますが、金額がまとめられない部分があったものですから、ずれてしまったということで御理解いただければと思います。

○委員長 いいですか。

○横沢英一委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。それでは、質疑を終了して自由討議を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第16号檜川地区デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、次に進ませていただきます。

議案第17号 令和2年度塩尻市一般会計中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○委員長 議案第17号令和2年度塩尻市一般会計予算について議題といたします。慣例によって、歳出から説明をしていただきますが、たくさんありますので区切って行いたいと思います。初めに、歳出1款議会費77ページから2款総務費6項監査委員費136ページまでの説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、歳出から説明をさせていただきます。まず初めに歳出の人件費の説明方法につきまして最初に説明をさせていただきたいと思います。各課共通で当該科目ごと説明欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、それから、現行の嘱託員、臨時職員につきましては、地方自治法等の改正によりまして、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行することに伴いまして、会計年度任用職員報酬として計上をさせていただいてございます。原則としまして各課の説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議会事務局次長 それでは、予算書77、78ページをお願いいたします。1款議会費の本年度予算額の総額につきましては、1億9,911万8,000円で、前年度対比37万円余の増額となっております。

歳出の主なものでございますが、78ページの説明欄1つ目の白丸、特別職給与費1億5,392万3,000円は議員に係る報酬、期末手当等でございます。

白丸1つ飛びまして、議会活動費1,875万1,000円中、上から7つ目の黒ポツ、費用弁償360万8,000円につきましては、常任委員会の行政視察に係る旅費等でございます。その4つ下の黒ポツ、印刷製本費253万5,000円につきましては、議会だよりの印刷に係る費用等でございます。議会費につきましては、以上でございます。

○総務人事課長 それでは、81、82ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、一番上の白丸、特別職給与費3,275万円余につきましては、特別職のうち市長、副市長の給与、手当等になります。

次の白丸、職員給与費9億1,637万円余でございますが、1つ目の黒ポツ、一般職員給料2億8,718万円余につきましては、総務部、企画政策部、会計課等の一般職員の職員87人分の給料となっております。その下の黒ポツ、一般職手当5億2,624万円余につきましては、そのうち退職手当につきまして、定年退職の17人分を3億3,762万円余として計上してございます。

次の白丸でございます。人事事務諸経費8,505万円余についてでございますが、前年度の増額分につきましては、今まで別科目に計上しておりました嘱託員報酬を会計年度任用職員報酬として、人事事務諸経費に組みかえたことによるものでございます。最初の黒ポツ、会計年度任用職員報酬4,256万円余につきましては、総務人事課、経営戦略課等の会計年度任用職員8名分の経費となっております。それから、上から6番目の黒ポツ、普通旅費65万円余につきましては、議会、常任委員会、行政視察随行のほかの一般旅費となっております。下から3つ目の黒ポツ、人事給与システム使用料925万円余につきましては、人事及び給与関係のシステムをリース契約により使用する使用料となっております。

次の白丸、法制執務費804万円余は、法令に則した行政運営を行うための経費となっております。最初の黒ポツ、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬3万4,000円は、塩尻市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づく、審査会の委員報酬5人、2回分の報酬となっております。3つ下の黒ポツ、消耗品費266万円余につきましては、法令集の追録等の費用となっております。2つ下の黒ポツ、弁護士委託料44万円余につきましては、市が委託をしている弁護士に対する簡易な相談等の委託料でございます。その下の黒ポツ、例規管理システム委託料356万円余につきましては、条例、規則等に関する職員向けシステム、それから、市ホームページにおける閲覧システムの保守管理に係る委託料となっております。1つ飛びまして、交通事故等補償金50万円は、公用車等の過失事故の補償金となっております。

ページをおめくりいただきまして83、84ページをお願いいたします。最初の白丸、文書事務費3,612万円余につきましては、庁内の文書発送、用紙購入等に係る費用で、増額理由につきましては、関連する会計年度任用職員報酬の組みかえと、消耗品の増ということになっております。3つ目の黒ポツ、消耗品費523万円余につきましては、印刷機の用紙、それからインク代、それから公文書館機能の設置に伴うものとなっております。この公文書館機能の設置につきましては、本会議一般質問の小澤彰一議員の質問にも答弁をさせていただきましたが、予算(案)説明資料の1ページで御説明をさせていただきたいと思います。一番上段の文書事務費になります。事業内容の上から4行目からになりますけれども、非現用文書、今現在実際に使用されていない文書ですとか、それから支所等に保管されている市制施行前の公文書等を総合文化センターの3階に収集をしまして、歴史的価値のあるものを評価、選別して、歴史公文書等として適正に保管をします。それから、それを長期的には公開、閲覧に供しまして、市民共有の知的財産として活用していくことを目指していくものでございます。それでは、予算書にお戻りいただきまして、先ほどから4つ下の黒ポツになります。郵便料2,415万円余につきましては、市から発送する郵便物等の郵送料金となっております。1つ飛びまして、印刷機等使用料267万円余につきましては、カラー印刷機2台、それから白黒印刷機2台、あと、プロッター、大判印刷機、これが

1台、それから紙折り機1台等の使用料となっております。その下の文書管理システム使用料117万円余につきましても、Society 5.0事業によります公文書の電子化に伴う使用料でございます。この公文書の電子化につきましても、文書、起案等の作成、決裁等を電子化することによりまして、業務の効率化と文書事務の適正化を図るために導入するシステムとなっております。その下の備品購入費138万円余は、先ほどの公文書館機能設置に伴います備品の購入費用となっております。

次の白丸、平和祈念事業77万円は、市民の平和意識の向上を図るための事業経費となっております。3つ目の黒ボツ、費用弁償60万円余は、広島平和記念資料館等の見学と、広島平和祈念式典へ参加する市内の各中学校の生徒の旅費等の費用弁償となっております。

次の白丸になります庁舎施設管理費1億153万円余につきましても、庁舎の維持管理経費でございます。6つ目の黒ボツ、電力使用料1,621万8,000円につきましても、庁舎の電気使用料となっております。実績値を参考にしまして、令和元年度と同額の予算計上をさせていただいております。1つ飛びまして、営繕修繕料369万円余につきましても、庁舎内の設備等の改修修繕に有するものでございまして、人事異動等に伴うレイアウト変更の電話工事でありますとか、5階防火シャッターの改修工事等を予定してございます。それから5つ飛びまして、市民総合賠償保険料132万円余につきましても、全国市長会市民総合賠償保険の保険料となっております。続きまして、85、86ページをおめくりください。2つ目の黒ボツ、庁舎管理業務委託料1,077万円余につきましても、庁舎の日常清掃、定期清掃、それから外部のガラス清掃、空気環境測定、水質検査等の委託料となっております。8つ飛びまして、電話交換業務委託料740万円余につきましても、外部から市役所に着信をしました電話を各課に取り次ぐ電話交換業務の委託料となっております。5つ飛びまして、電話交換機借上料303万円余につきましても、電話交換機設備のリース料となっております。次の議場放送設備借上料404万円余につきましても、現在議場の放送設備が老朽化をしております、不具合が生じていることから、新たに5年間の長期継続契約を締結させていただくものでございます。内容としましては、設置から約10年が経過をしております、機器の劣化に伴う接触不良ですとか、音声の途絶、ノイズ等が発生しております。また、システム制御のPCのOSのサポート期間が終了しているため、故障した場合に復旧が不可能な状態となっております。内容の概要としましては、パソコンのシステムにとらわれずにシステム構成が行われること、それから議会中継用のカメラを2台から3台に増設、また質疑応答用の残時間ディスプレイを議長席、演台、それから質問席のほうにそれぞれ新設をさせていただくものとなっております。1つ飛びまして、庁舎内部断熱工事3,124万円余につきましても、庁舎の各階の間で結露が発生することによりまして、その水滴が天井ですとか壁等伝わって雨漏りを起こしている部分がありますことから、天井裏の内壁に発砲ウレタンの吹きつけを行いまして、施設の長寿命化を図らせていただきたいものでございます。

次の白丸、車両管理諸経費1,786万円余につきましても、公用車の維持管理等に係る経費となっております。9つ目の黒ボツになります自動車等借上料1,013万円余につきましても、総務人事課で所管をします公用車9台分のリース料と、民間会社からの大型バスの賃借料となっております。

次の白丸でございます。紙のタイムマシン活用事業700万円につきましても、オフィス製紙機、ペーパーラボを活用しました古紙再生の経費となっております。

次に87、88ページをおめくりください。古紙再生機使用料542万円余につきましても、ペーパーラボの

リース代1年分となっております。

次の白丸でございます。契約事務諸経費463万円余につきましては、適正な入札契約事務を執行するための諸経費となっております。一番下の黒ポツになりますが、財務会計システム使用料389万円余につきましては、本市に導入されているこのシステムのうち、契約管理業務に係る部分のリース代金となっております。私からは以上でございます。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 次の白丸、固定資産評価審査委員会費37万7,000円でございますが、これにつきましては固定資産評価審査委員への報酬3人分が主なものでございまして、その他研修等の費用と負担金等になっております。なお、2つ目の黒ポツで、委員退任記念品がございますが、1人7月に任期を迎えることから計上したものでございますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○経営戦略課長 続きまして、2目秘書広報費をお願いいたします。説明欄の最初の白丸、秘書事務諸経費732万円余ですが、こちら1つ目の黒ポツ、市長表彰等記念品代は11月3日に実施予定の市長表彰の10人分の記念品代と、義務教育9カ年の皆勤者の20人分の記念品代になります。2つ下の黒ポツ、交際費120万円につきましては、市長の対外的活動、交際上必要な経費となっております。それから、下から4行目と5行目の黒ポツ、全国市長会負担金35万円余と県市長会負担金87万円につきましては、全国、県の市長会運営費を市の規模に応じて負担するものでございます。一番下の黒ポツ、信州塩尻会の事業補助金30万円は、東京、名古屋、関西塩尻会の通信運営費や会場費に充てるものでございます。

おめくりいただきまして89、90ページをお願いいたします。上の白丸、都市交流事務諸経費19万円余ですが、3つ目の黒ポツ、都市交流協会補助金10万円は、姉妹都市との親善交流事業等に要する経費に対します協会への事業補助金であります。

次の白丸、広報公聴活動事業3,092万円余ですが、1つ目の黒ポツ、広報アドバイザー謝礼24万円につきましては、広報しおじり、行政チャンネル、ホームページ、ユーチューブ、それにツイッター、フェイスブックといったSNSなどの広報媒体の見直しや、新聞、テレビといったメディアに取り上げていただきますパブリッシングの方法などを、現在抱えている課題を整理をいたしまして、広報戦略を策定するための広報アドバイザーへの謝礼であります。8つ下の黒ポツ、印刷製本費895万円につきましては、月1回発行しております広報しおじり2万2,400部の印刷費が主なものでございます。6つ下の黒ポツ、有線テレビ広報事業委託料743万円余は、行政チャンネル業務委託料と、テレビ広報しおじり、15分番組の制作と放映をテレビ松本に委託するものでございます。次の黒ポツ、広報配送仕分作業委託料116万円余と、その下の黒ポツ、広報配布委託料360万円余は、広報誌の配送仕分、配布作業をシルバー人材センターに委託するものでございます。4つ下の黒ポツ、映像制作委託料63万円余につきましては、ユーチューブ、SNSなどに映像を活用した効果的な情報発信を行うため、奈良井宿などの観光スポットのほか、イベントなどの映像を作成をいたしまして情報発信に活用するものでございます。3つ下の黒ポツ、ホームページ管理システム使用料348万円余と、その下の黒ポツ、緊急メールシステム使用料278万円余につきましては、システム利用運営に係りますリース料であります。秘書広報費につきましては、以上であります。

○会計管理者 続きまして、91、92ページ、3目会計管理費をお願いいたします。1つ目の白丸、会計事務諸経費1,384万2,000円につきましては主なものでございますが、3つ目の黒ポツ、印刷製本費146万

5, 000円は、一般会計、特別会計の決算書及び支払通知書等に係る印刷経費でございます。その6つ下の黒ポツ、財務会計システム使用料は、976万2,000円が会計課に割り当てられた分でございます。基幹系システムに関する経費につきましては、2つに分かれます。上から7つ目の黒ポツ、電算機器使用料は12月までの現行システムの再リースに係るもので、最後の黒ポツ、基幹系共同システム利用負担金は、来年1月からのシステム共同利用に係るものでございます。

次の白丸、公有財産売却事業26万2,000円につきましては、ヤフー官公庁オークションを利用し、今後使用する見込みのない公有財産備品を公売するために要する経費でございます。会計課は以上です。

○**財政課長** 続きまして、4目財政管理費につきましては、2,141万3,000円で前年度比較1,614万3,000円の増額でございます。増額の主なものにつきましては2つ目の白丸、財務会計事務スマート化事業及びその下の市民公募債発行事業の新規計上によるものでございます。財務会計スマート化事業につきましては、現在の財務会計システムにRPA機能を導入いたしまして、伝票作成作業の一部を自動化し、事務の効率化を図るものでございます。

また、市民公募債発行事業につきましては、総合体育館の建設に伴いまして市民公募債を発行し、市民の皆さまに御参加をいただくことにより施設への愛着を深めていただきたいと考えているところでございます。

おめくりをいただきまして、93、94ページをごらんください。5目財産管理費の主なものにつきまして申し上げます。1つ目の白丸、財産管理事務諸経費の中ほどの黒ポツ、全国市有物件災害共済会分担金732万3,000円でございますけれども、こちらにつきましては建物の火災保険のほか、公用車の自動車保険に係る分担金でございます。その2つ下、特殊建物定期報告委託料437万7,000円でございますけれども、建築基準法によります定期点検を委託するものでございます。令和2年度につきましては、小中学校など建築物が20施設、建築設備が1施設、防火設備が5施設を点検するものでございます。6つ下の土地等賃借料3,929万4,000円でございますけれども、保育園用地などの賃借料でございます。

次の白丸、基金積立金につきましては、主に各基金の利子を積み立てるものでございます。私からは以上でございます。

○**経営戦略課長** では続きまして、95、96ページをお願いいたします。6目の企画費になります。96ページの説明欄、最初の白丸、企画調整事務費72万円余につきましては、企画調整事務に係る経常的な事務費であります。

次の白丸、行政評価推進事業86万円余につきましては、外部評価機関としての行政評価委員の委員報酬であります。一番下の黒ポツ、行政経営アドバイザー業務委託料48万円につきましては、我が国の行施評価研究の第一人者であります関西学院大学の稲澤克祐教授をアドバイザーといたしまして、行政経営システムによります負担の見直しを行ってまいります。

その下の白丸、広域行政推進事業の2つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金1,386万円余は、松本広域連合の議会費、総務費に係る負担金であります。

その下の白丸、行政改革推進事業の最初の黒ポツ、公の施設指定管理者選定審査・評価委員会委員報酬7人分7万円余につきましては、先ほど議案第7号で審議をいただきました審査会の委員の報酬であります。

その下の白丸、総合計画策定事業、こちらは新規事業となります。令和2年度につきましては、第3期中期戦

略を策定することになりますので、その経費を計上するものであります。事業面につきましては、第六次総合計画の策定までを見越しまして、総合計画策定事業としております。最初の黒ポツ、総合計画審議会委員報酬20人分、26万円余につきましては、令和3年度を始期といたします第六次総合計画、第3期中期戦略の策定を行うために、塩尻市総合計画審議会へ策定に関し諮問を行いまして審議会を開催をいただきまして、中期戦略案の答申をいただくものであります。

おめくりいただきまして、97、98ページをお願いいたします。98ページの説明欄、上から6つ目の黒ポツ、総合計画策定支援業務委託料366万円余につきましては、第五次総合計画を見据えまして、政府が推進しておりますEBPL、エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案を本市にも推進するため、政策の検証に有益な情報や統計を網羅いたしました一元的な基礎データ集を作成するものとなっております。私からは以上であります。

○地方創生推進課長 続きまして白丸、シティプロモーション事業のほうから説明させていただきます。2つ目の黒ポツ、会計年度任用職員報酬でございますが、こちらのほう地域おこし協力隊の報酬になってございます。以下、移住定住促進事業、シビックイノベーション推進事業にも同様の会計年度任用職員報酬が出てきますが、地域おこし協力隊の報酬に係るものでございます。

3つ目の黒ポツ、寄附謝礼品でございます。1,500万円になります。歳入のほうで説明ありますけれども、来年度のふるさと寄附の収入を5,000万円想定しております。返礼品率3割ということで、1,500万円を計上してございます。今年度のふるさと寄附の状況でございます。1月31日現在でございますが、寄附件数2,376件、寄附金額ですが6億91万円余になっております。ふるさと納税始めて以来、一番多い額の寄附をいただいている状況でございます。補正のほうでまた御説明をさせていただきますが、今年度の最終的には寄附額6億2,400万円ほどを見込んでおります。要因でございますが、ふるさと納税、昨年来全国的に話題になっておりますが、この制度自体が浸透してきているものが大きな要因と考えております。それから寄附の内訳でございますが、先ほど6億円の寄附のうち、本市の場合腕時計をあげておりますが、金額で約5億6,000万円ほどが腕時計になっております。件数的にも2,000件のうち半分、1,000件が腕時計になっております。2番目に多いのがワインでございますが、こちらのほう寄附金額としては、2,300万円ほどになっております。このようなことで、腕時計が大きく寄与しているというのが現状でございます。8番目の黒ポツ、ふるさと寄附業務委託料になりますけれども、ふるさと納税の業務を塩尻市振興公社へ委託するものでございます。1つ飛ばしまして、ポータルサイト特設案内使用料でございますが、こちらふるさと納税でサイト利用に関するものでございます。現状、ふるさとチョイス、ふるなび、楽天、3つのサイトを現在活用させていただいております。一番下の黒ポツ、シティプロモーション推進事業の負担金でございますが、シティプロモーション推進会議のほうへの負担金の額になってございます。

次の事業、白丸、移住定住促進事業でございます。2つ目の黒ポツ、移住定住促進パンフレット制作委託料100万円でございます。これまで、塩尻市を認知したというところまでプロモーションを打ってまいりましたが、認知したあとの興味、関心を持った層をメインターゲットとして、この塩尻地域周辺の広いエリアをカバーした生活情報をメインとした移住定住に基軸を置いた冊子をつくっていきたいと考えてございます。デザイン性も優れたものも考えておりますし、今年度セイコーエプソンの人事のほうといろいろ連携して、首都圏で中途採用の

イベント等をやっている中で、どうしても家族で移住するときの、こちらのほうの生活の状況が知りたいというお話を具体的に伺っておりますので、このパンフレットのほうでは、そちらの生活に重視したような情報を提供できるようなものの冊子を作成したいと考えてございます。5番目の黒ボツ、地域おこし協力隊起業支援事業補助金でございますが、ここの地域おこし協力隊、具体的に立川あゆさんが令和3年1月で任期満了になりますけれども、彼女が木曾平沢のほうで職人さんたちを集めた器具なんかを貸し出しをしたレンタルスペースのほうを新規の事業として行いたいということを現在表明しております、そちらの起業に関する支援の補助金になります。

次の白丸、地域資源ブランド化推進事業でございます。信州大学の共同研究ということで、林教授が行っております学部横断型地域ブランド実践ゼミのほうの共同研究費として新年度も取り組んでまいりますのでございます。

次の白丸、MICHIKARAプラス推進事業です。プロジェクト推進委託料250万円でございますが、チェンジウェブへの委託料になります。来年度で第6回の取り組みになってまいります。仕様書の作成、それから民間企業との連携のプログラム設計のほうを、同じくチェンジウェブのほうへ委託してまいりますのでございます。来年度、その次の年から始まります第3期中期戦略の設定時期になっておりますので、それにあわせて行政課題のほう抽出して、それらをテーマとして取り組んでまいりたいと考えております。

予算書をめくっていただきまして、99、100ページになります。説明欄、白丸、シビックイノベーション推進事業でございます。スナバの運営に係るものでございます。スナバ、オープンして1年半が経過いたしました。現在、51人の方がメンバーになっております。主なものとして、長野県のeスポーツ協会の設立にかかわっております周辺で活動を行っております。それから長野県のディープラーニング協会のほうが先般新聞にも取り上げられましたが、こちらも協会として立ち上がりまして、メンバーを中心に活動しております。3つ目の黒ボツになります。リビングラボ推進委託料でございます。100万円でございます。今年度はこれ、MICHIKARAのほうにございましたけれども、事業化に向けて全国のスタートアップ企業とマッチングを図るための経費でございまして、スタートアップ支援会社のほうに委託をするものでございます。実際に提案のあったものは、MICHIKARA以外も含めましてスナバのほうでいろいろ新しい事業取り組みの際に、全国のスタートアップと連携してやってまいりするための費用になります。5番目の黒ボツ、シビックイノベーション推進負担金でございますが、スナバの運営経費になってございます。180万円ほどは、通常のサイトの利用料ですとか通常経費に係るものですが、それ以外の約500万円に関しましては、新たに自走化に向けてメンバーの中から実際にスタッフとして一緒にやっていってもらう方を採用するために、主に報酬になりますけれども、そちらのほう計上してございます。現在のところ、メンバーの中で約3人ほどスタッフ側として活動いただけるという同意をいただいておりますので、その方たちを中心に自走化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。一番最後、リビングラボ実証事業負担金でございますが、先ほど説明したスタートアップ企業の実証実験のための活動の支援金になります。私からは以上です。

○委員長 途中ですが、午前中ここまでにしたと思います。午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時57分 再開

○委員長 それでは、時間前ですが休憩を解いて再開をいたします。これからは、99、100ページ、7目の情報開発費からお願いをいたします。

○情報政策課長 それでは、99、100ページ、7目情報開発費についてお願いいたします。まず、情報開発費全体であります。システム保守委託料、電算機器使用料、パソコン等使用料につきましては、職員が利用する業務システムやパソコンに係る保守委託料やシステム利用料となっております。また、それぞれ負担金につきましては、国、県、市町村共同のシステムの利用負担金となっております。では、主なものとしましては1つ目の白丸、住民情報等電算システム管理事業925万円余ですけれども、これは住民情報などを取り扱うシステムの関連としまして、まずは4つ目の黒ポツ、中間サーバ・プラットフォーム利用負担金につきましては、国からの指示によりますマイナンバー利用におけるシステムの利用料というふうになってございます。また、先ほど会計課からの説明もありましたが、その次の黒ポツ、基幹系共同化システム利用負担金につきましては、令和3年1月に長野県市町村自治振興組合の共同化事業として、中野市、千曲市と3市でシステム共同化を開始する予定です。そのための利用負担金の情報政策課負担分となっております。また、負担金は各業務利用担当課に割り振ってございます。この共同化につきましては、共同調達をすることで本市としての5年間の経費として約14%、6,700万円の費用削減を実現しております。また、関連して負担金を計上している一部の課におきましては、令和3年1月の共同化後も現行システムのリース契約期間が残っていることから、令和2年度にリース料を一括精算するための予算を計上してございます。そのことで、リース料が前年度に比べて予算額が増加してきておりますが、その金額を含めても先ほど申し上げたとおりの経費削減ができておりますので、申し添えます。

では次の白丸、行政情報等システム運用事業6,846万円余につきましては、これも職員が使うパソコンやシステム系のものになってございます。この中に、新たに本会議でも御質問いただきましたRPAツールに係るライセンス及び保守費用として、322万3,000円が含まれているようになってございます。

ではその次の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運用事業8,840万円余につきましては、塩尻情報プラザ及び市内光通信網の維持管理費となっております。6つ目の黒ポツ、指定管理料6,820万円余につきましては、新たに令和2年度から5年間の指定管理の委託で、従前の業者ではありますがNTT東日本関信越さんにおいて指定管理を行っていただく委託料となっております。8つ目の黒ポツ、パソコン等使用料につきましては、拠点施設の通信機器の利用料となっております。なお、この指定管理者は平成17年度から継続して指定管理を行っております。

ページをおめくりいただきまして、102ページをごらんください。5つ目の白丸、ICT人材育成事業ですけれども、このICT人材育成事業につきましては300万円という費用ですけれども、現在、ずく塾という名称をつけて市内の小中学生を対象にしたICTに興味を持ってもらう授業を企画しておりまして、来年度も継続事業とさせていただきます。

また、その下の白丸、セキュリティ人材育成事業100万円につきましては、情報セキュリティの人材育成のために、国内から情報セキュリティを実施している企業、会社、組織などから講師を招いて市民向けの学習会、また、より高度なセキュリティ対策の学習会などを実施していくこととしております。私からは以上です。

○地域振興課長 続きまして、8目地域づくり振興費6,967万円をお願いいたします。説明欄の白丸、地域づくり事務諸経費557万9,000円につきましては、地域づくり係と県民交通災害共済の事務に係る費用で

ございます。4つ目の黒ポツの長野県民交通災害共済会費徴収報償金96万円につきましては、長野県民交通災害一般会員分の取りまとめ分としまして、会員1人当たり30円を該当の区に支払うものでございます。

ページをおめぐりいただきまして、最初の白丸、行政連絡諸経費4,626万円余につきましては、市内66区の区長さんに行政連絡にかかわる業務をお願いし、市と区間の連絡調整を図っていただく活動費でございます。6つ目の黒ポツ、行政連絡委託料4,483万円余であります。これまで区長さんを行政連絡長に委嘱をしまして、特別職非常勤職員として条例に基づいて報酬をお支払いしていたわけですが、このたびの制度改正によりまして、特別職の範囲が限定されたことによりまして、行政連絡の業務については、特別職非常勤職員には該当しなくなったという関係で、これまで報酬としてお支払いしていたものを行政連絡にかかわる業務を委託するという形をとり、委託料として予算計上をさせていただきました。したがって、従来の行政連絡活動費及び広報等の配布にかかわる委託料に合わせまして、これまでの報酬に相当する額を行政連絡長業務に係る委託料として追加をしまして、委託料の合計が4,483万1,000円となるものでございます。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業324万円余につきましては、最初の黒ポツのふれあいのまちづくり事業補助金224万円余は、各区が実施いたします環境整備事業や区誌発行等の事業6件に対する補助金でございます。次の黒ポツの集会所改修事業補助金99万円余は、区の集会所屋根の修理等3件分でございます。なお、この集会所改修事業補助金ですが、小規模な改修工事にも適用できるよう今年度より補助対象工事費の下限額を50万円から10万円に引き下げております。この3件のうち2件はこれまでなら補助対象にならなかった小規模な改修工事にかかわるものとなっております。

次の白丸、防犯灯管理事業809万6,000円につきましては、最初の黒ポツのLEDの防犯灯設置改修補助金として、地区要望523基分と緊急時の対応分4基分の合計527基分の641万円でございます。この防犯灯設置改修につきましては、毎年地区から強い要望をいただきまして、各区からの要望全てに対応できるよう予算を計上させていただきました。また、次の黒ポツの指定防犯灯電気料補助金は、人家からおおむね100メートル以上離れた場所に設置されております指定防犯灯の電気料の補助として、657基分168万円を計上させていただきました。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業649万3,000円につきましては、一番下の黒ポツ、地域活性化プラットフォーム事業補助金620万9,000円は、地域課題を解決するために地区が主体的に取り組む事業に対して事業執行に必要な補助金の交付でありまして、4地区の継続事業に対して交付するものでございます。

続きまして、9目支所費でございます。本年度は全体で4,603万円余、前年と比較しまして、7,378万円余の減となっておりますが、前年は檜川支所の檜川保健センターへの移転に伴います改修工事等の予算の計上があったためでございます。

説明欄の白丸、片丘支所管理運営費から113、114ページの檜川支所管理運営費まで支所ごとに計上してございます。全て各支所の通常の維持管理あるいは支所業務の運営に関する経費でございますので、私のほうからは特徴的なもののみ説明を申し上げます。

まず、片丘支所管理運営費ですが、ページをおめぐりいただき2つ目の黒ポツ、営繕修繕料ですが、和室の畳表がえ21畳分を実施するものでございます。片丘支所下から2つ目の黒ポツ、備品購入費ですが、農事研修室

のエアコンを購入するものでございます。

次に108ページになります北小野支所管理運営費でございますが、9つ目の黒ポツ、営繕修繕料ですが、支所入り口の自動ドアの開閉装置交換工事にかかわるものでございます。4つ下の電話料ですが、43万8,000円と他の支所と比べて金額大きくなっております。北小野の市外局番は松本圏エリアの0263と諏訪圏エリアの0266の2つの局番があるため、北小野支所も2つの回線を使用しているためであります。なお、今年度、令和元年度ですが、0263局番の電話を市役所に移転し、市役所からデジタル回線を使って内線電話で支所につながるようにすることで、特別に引き込んでいる回線を廃止する改修工事をして、基本料金を削減する予定だったわけですが、この回線が塩尻消防署への緊急通報回線として使われているということがわかりまして、廃止することができないということで、従来どおり2つの局番の電話料を計上させていただきました。

ページをおめくりいただき、110ページの洗馬支所管理運営費ですが、下から6つ目の黒ポツの清掃委託料68万3,000円ですが、通常定期清掃委託料のほかに多目的ホールの屋根の雨どいが落ち葉で詰まって大雨時に雨水を飲み込めないという状況であるため、雨どい清掃委託料26万円余を含めて計上させていただきました。

2枚おめくりいただき、114ページの檜川支所管理運営費ですが、7つ目の黒ポツ、電力使用料354万円ですが、現支所の檜川保健センターの電気料のほかに檜川地区の光ファイバーの中継施設等があります旧支所の電気料も含まれたものとなっております。地域づくり振興費及び支所費につきましては以上でございます。

○市民課長 それでは、引き続き同じページになりますが、113、114ページの下段、10目生活支援対策費の1つ目の白丸、消費・生活支援対策事業848万7,000円は、消費生活相談員、総合案内職員の人件費のほか、法律・特設合同相談開催時の弁護士等への謝礼や一番下の黒ポツ、消耗品85万2,000円の中には、平成28年度から行っております電話による振り込め詐欺被害等を防止するための録音機能がついた警告メッセージ発信機器50台の購入費用70万4,000円が含まれております。なお、消費生活相談業務にかかわる相談員の報酬、詐欺防止機器など関連する事務費等は、県補助金として交付されることとなっております。

次のページへ行きますと、115、116ページになりますが、2つ目の白丸、外国籍市民支援事業360万円の主なものはシチズンサポーターと言われる外国籍市民に対する相談員の報酬のほか、外国籍市民の方への日本語講座の委託、多言語に対応したタブレット端末翻訳機の使用料などです。市民課からは以上となります。

○総務人事課長 次に11目職員厚生費をお願いいたします。最初の白丸、職員健康管理・福利厚生費1,395万円につきましては、嘱託医報酬36万円につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、従業員50人以上の企業等につきまして産業医1人を配置することになっておりまして、市内、田村内科医院の院長を委嘱しておることから、その報酬となっております。それから、6番目の黒ポツ、メンタルヘルスカウンセリング委託料92万円余につきましては、月2回、1回当たり5人の職員の定期または随時のカウンセリングの委託料となっております。その下の黒ポツ、職員健康診断等委託料974万円余につきましては、循環器系健診、がん検診、ヘルスクリーニング検診の委託料となっております。その下の黒ポツ、ストレスチェック調査分析業務委託料111万円余につきましては、このストレスチェックにつきましては労働安全衛生法の規定によりまして、平成27年12月から年1回の実施が義務づけられておることから、その調査分析のための委託料となっております。

次の白丸でございます。人材育成事業1, 720万円につきましては、こちらは職員の研修費が主なものとなっております。2つ目の黒ポツでございます。特別旅費788万円余につきましては、各種派遣研修にかかわる旅費でございまして、この中には県等への職員派遣の研修分も含まれてございます。それから、3つ下の黒ポツ、研修委託料290万円余につきましては、外部から講師を招聘した研修会の委託料となっております。次の黒ポツ、職員採用試験事務委託料150万円余につきましては、教養と専門分野の筆記試験を事務委託するための委託料となっております。私からは以上でございます。

○**危機管理課長** それでは、次の117、118ページをお願いいたします。13目防災防犯費をお願いいたします。主なものにつきまして御説明をいたします。118ページの説明欄、白丸、防災防犯諸経費922万円余のうち上から6つ目の黒ポツ、消耗品費208万円余につきましては、備蓄倉庫に保管しますアルファ米、水、毛布等の購入費、また議員から御提案のありました乳児用の液体ミルクの備蓄につきまして、賞味期限1年のものが発売されまして、ローリングストックにある程度めどがついたことから、新規に液体ミルクを備蓄する購入費でございます。6つ下の黒ポツ、被災者支援システムサーバー等の使用料132万円余につきましては、大規模災害時に被災者、避難所等の情報を一元管理し、罹災証明書の早期発行等も可能となるシステムサーバーの使用料でございます。4つ下の黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円につきましては、塩尻警察署を事務局とします防犯協会の塩尻市の負担金でございます。3つ下の黒ポツ、資機材等補助金130万円余につきましては、自衛消防隊、自主防災組織などが活動する上で必要となります資機材の購入費に対します補助でございまして、1組織3年間で10万円を限度に交付するものでございます。

次に、その下の白丸、防災施設・設備等整備事業3, 395万円余のうち最初の黒ポツ、消耗品費432万円余につきましては、移動系防災行政無線のバッテリー購入費であります。平成30年度から3年計画で、保守点検時にあわせて実施しているものであります。その7つ下の黒ポツ、防災行政無線保守点検管理委託料1, 279万円余でございますが、同報系防災行政無線にかかわる保守点検の委託料と、平成30年度から3年間に分けて実施しております移動系防災行政無線保守点検委託料でございます。2つ下の黒ポツ、気象観測装置検定委託料250万円余につきましては、市内11カ所で気象観測装置を設けてございますが、そのうち4カ所につきまして、5年に1度の法定検定を行うものでございます。その下の黒ポツ、土中水分量情報システムサーバー等管理委託料191万円余につきましては、榑川地区の3カ所に設置してあります土中水分量情報システム及びサーバー等の保守点検料であります。2つ下の黒ポツ、河川監視システム導入委託料358万円余につきましては、昨年の台風19号災害において、全国各地で川の氾濫が相次いだことから、市内で越水や氾濫が危惧される奈良井川、奈良井集落の上流部になりますが、そちらと小曾部の入花見地区、こちらの2カ所に監視カメラを設置し、台風や大雨の際に水位を危機管理課で監視し、周辺住民に迅速に避難情報が発令できるよう河川監視システムを導入するものでございます。その2つ下の黒ポツ、気象観測機器更新業務委託料288万円余につきましては、塩尻消防署に設置してあります気象観測装置のデータを蓄積し、サーバーに送信しますデータローガーの更新委託料でございます。次に120ページをお願いいたします。説明欄、上から4つめの黒ポツ、戸別受信機設置費補助金138万円余は、防災行政無線が聞こえない難聴地域の補助金15件分と、一般世帯分5件分の補助金でございます。私からは以上です。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 予算書の123、124ページに飛んでいただいて、お願いいたしま

す。15目公平委員会費でございます。説明欄、白丸、公平委員会運営事務諸経費でございますが、法に基づき設置されております公平委員会でございますが、委員3人分の報酬、また会議への旅費、費用弁償、また負担金等が主なものとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、来年から会計年度任用職員が制度が始まることに伴ひまして、その方たちにも、この公平委員会への処分の不利益への処分申し立て等ができることとなることから、公平委員会のさらなる研修をして、対応してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。公平委員会事務局からは以上です。

○**税務課長** 続きまして同じページ、2項徴税費2目賦課徴収費をお願ひいたします。124ページ、賦課事務諸経費1億435万6,000円は、課税に係る経常的な事務経費でございます。主なものは11番目になりますが、中ほどより少し下、申告書郵送料581万6,000円につきましては、通常の郵送料のほかにも市県民税、固定資産税、軽自動車税の当初納税通知書の発送に係る郵送料などとなっております。4つ下のパンチオペレーター業務委託料509万円は、市県民税及び固定資産税の課税において紙ベースで提出を受けた申告書等の情報をパンチ入力するための委託料でございます。次の納付書作成等業務委託料973万6,000円は、市県民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税の納税通知書の印刷、印字、封入、封緘等の委託料でございます。おめくりいただきまして125、126ページをお願ひいたします。126ページ、最初の税システム使用料949万5,000円は、基幹電算システムのうち、税務課の賦課事務で負担すべき部分の金額であり、4月から12月分までの9カ月分の使用料となります。3つ下、家屋評価用パソコン使用料375万3,000円は、家屋評価をした後のデータを取り込み評価額の計算をするためのソフト及びパソコン、プリンター一式の使用料で、リース期間は令和4年8月までの長期継続契約でございましたが、基幹系システムが令和3年1月から共同化されることに伴ひ、先ほど情報政策課長から説明があったとおりの理由によりまして、基幹系システムに付随する他のシステムの使用料については一括清算することとしたため、昨年度より予算額が増加しております。2つ下、市県民税申告課税業務支援システム使用料640万1,000円は、確定申告時における所得税及び市県民税の申告書作成の支援システム及び課税データを蓄積するシステムの使用料であります。こちら令和3年8月までの長期継続契約となっており、先ほど同様の理由で処理をするため予算額が増加しております。2つ下、地方税電子申告等支援システム使用料445万9,000円は、給与支払報告書の提出、法人市民税や固定資産税の償却資産の申告などを利用者がeLTAXを利用して提出、申告ができるもので、合わせてそのデータのバックアップ等も行うシステムでございます。それらに係るシステムの使用料となっております。5つ下、下から3番目になりますが、基幹系共同化システム利用負担金853万6,000円は、令和3年1月から基幹系システムが共同化されることに伴ひ、1月から3月までの分を賦課事務に係るものとして情報政策課からの指示額により新規で計上したものでございます。次の市税還付金3,500万円は、法人市民税等を中心とした市税の還付に充てるものでございます。

続きまして、固定資産評価替等対応事業3,568万5,000円をお願ひいたします。最初の普通旅費1万2,000円と消耗品費1万4,000円につきましては、固定資産評価替等に伴う経費ということで、賦課事務諸経費から移してきたものでございます。次の評価替等対応事業委託料3,227万4,000円は、土地、家屋の経年移動データの更新、公図の経年移動データの更新、時点修正路線価の修正など、各種項目の見直しと検証を行う委託料でございます。その下、標準宅地不動産鑑定委託料338万5,000円は、毎年実施する7

月1日現在の簡易鑑定230地点を実施する委託料でございます。

続きまして、徴収事務諸経費3,150万6,000円ですが、ページをおめぐりいただきまして127、128ページをお願いいたします。上から3番目の自動車等借上料30万5,000円は、新たに計上させていただいたものでございます。現在臨時職員2名が、督促状を發布してから20日後を目安に市内滞納者宅へ訪問催告をしておりますが、その際使用している軽自動車が15年を経過し劣化してきているため、新規に軽自動車税を借り上げるものでございます。4つ下の滞納管理システム使用料388万は、滞納処分等の管理に特化したシステムであり、そのシステムの4月から12月までの使用料となっております。2つ下の地方税共通納税システム使用料99万7,000円は、昨年10月から全ての自治体で始まったもので、納税者がeLTAXを利用して一度の操作で電子的に納税できるシステムであり、現在は法人市民税や住民税の特別徴収などが対象となっております、そのシステム使用料となっております。次の預貯金等電子照会サービス使用料48万9,000円ですが、こちらも新たに計上させていただいたものでございます。現在、滞納者の預貯金調査につきましては、月平均約1,000件、滞納整理システムから紙に印刷し郵送で各金融機関へ照会をしておりますが、新年度からは、一部の金融機関ではございますが電子照会による調査とし、紙の削減や封入れ作業の削減、郵送料の削減を図るとともに、従来、照会から回答まで2週間から1カ月を要していたものを、3日程度で回答いただくことで事務の効率化を図っていくものでございます。3つ下の地方税滞納整理機構負担金430万3,000円は、地方税の大口徴収困難案件の滞納処分を専門的に行う地方税滞納整理機構へ25件の徴収を移管する負担金であります。内訳としましては、基本負担金、徴収実績割、処理件数割の3つから算出されており、基本負担金につきましては一律5万円、徴収実績割は前年度の実績が1,853万円ありまして、その10%ということで185万3,000円、処理件数割は1件当たり9万6,000円で、移管件数25件ございますので240万円となっております。次の収納手数料負担金1万1,000円につきましては、こちらも新規となります。地方税共通納税システムを利用して納税された場合の手数料で前年度実績をもとに支払うものでございます。次の基幹系共同化システム利用負担金183万2,000円は、令和3年1月からの基幹系システム共同化に伴う収納関係分の負担金であり、情報政策課からの指示額でございます。3目賦課徴収費の説明は以上となります。

○市民課長 それでは、同じページになりますが、中段以降、3項1目の戸籍住民基本台帳費は、説明欄2つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費5,443万7,000円のうち、下から2つめの黒ポツ、戸籍システム保守委託料316万8,000円、その下、住居表示システム保守委託料34万1,000円、次のページへ行きまして129、130ページになりますが、上から2つ目の黒ポツ、コンビニ交付システム保守委託料663万6,000円、その下、住基ネットワークシステム保守委託料204万4,000円、それ以降につきましては、ただいま説明しました保守に係るシステムの使用料となっております。下から3つ目の黒ポツ、個人番号カード交付事業交付金792万3,000円は、マイナンバーカードの発行業務を地方公共団体情報システム機構、J-LISへ委任する経費でありまして、全額国庫補助金として交付されるものです。市民課は以上となります。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 続きまして、4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。選挙に関しまして令和2年度は、当初から予定されている選挙は一つもない状況でございますのでよろしく願いいたします。

説明欄の2つ目の白丸、委員会運営等事務費でございますが、1つ目の黒ポツ、選挙管理委員会委員報酬4人

分が主なものでございます。また9番目、真ん中くらいのところの黒ポツですが、選挙システム使用料におきましては、選挙人名簿を作成しているシステムの使用料ということですが、これにつきましても、一番下の黒ポツ、基幹系共同化システムの時点におきましても選挙のシステムが変わりますので、12月分までの支払いとなり、1月からは一番下の黒ポツ、基幹系共同化システムの利用料として、新しいサーバーとして選挙システムを運営していくものになりますのでよろしくお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして131、132ページでございます。2目選挙啓発費でございます。説明欄の選挙啓発事務費につきましては、一番上の黒ポツ、小中学生にお願いしております選挙ポスター表彰記念品代でございます。令和元年度におきましては、大分ポスターの件数の参加が減りましたが、一点、広丘小学校の子が、長野県の選挙管理委員会の委員長賞を取りまして、こういったことを継続して子供たちにまた選挙のことをお願いしていくものでございますし、また予算上にはございませんが、来年は教育長、教育委員会の御協力をいただきまして、中学校で公民の授業の際に選挙を取り上げていただき、またこの選挙のない時期だからこそ、選挙啓発を進めて選挙に備えてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。選挙管理委員会事務局は以上となります。

○経営戦略課長 続きまして、そのページの下になります。5項の統計調査費をお願いいたします。説明欄1目の統計調査総務費2つ目の白丸になりますが、統計調査諸経費約35万円余につきましては、おめくりいただきまして133、134ページをお願いいたします。説明欄一番下の黒ポツ、統計研修業務委託料28万円余につきましては、データを有効に活用するための職員の基礎知識を高めるため、統計データの読み方などの基礎知識を学ぶ研修を行う委託料であります。

次に2目の基幹統計調査費、こちらにつきましては、説明欄の白丸、基幹統計調査諸経費88万円余につきましては、毎年実施されます学校基本調査、工業統計調査などに係る経費でございます。

続きまして3目の国勢調査費であります。説明欄の白丸、国勢調査諸経費2,687万円余につきましては、10月1日を調査基準日として実施されます466調査区の指導員及び調査員366人を予定をしております、その報酬等を計上するものでございます。私からは以上です。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 続きまして135、136ページの6項監査委員費1目監査委員費でございます。監査委員費につきましては、2月7日に全員協議会の中でも御説明させていただきましたとおり、自治法の改正に伴いまして、令和2年から塩尻市監査基準を、それぞれ各自治体で監査基準を設け監査に当たるということとなっておりますので、そういった観点からリスクの高いものを基準にプロセスまで入っていく監査とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また1つ目の黒ポツで監査委員報酬につきましては、本日の第2号の特別職の職員の給与の条例に伴いまして、監査委員の報酬が変わった費用で予算化させていただいてありますのでよろしくお願いいたします。なお、監査委員につきましても、それぞれ各研修、会議等への旅費等が主なものと、あとそういったものへ負担金となっておりますのでよろしくお願いいたします。監査委員事務局としては以上となります。

○委員長 ありがとうございます。それでは、説明を受けました77ページから136ページまでの質疑を行いたいと思いますが、質問される際には、ページを言ってから御質問いただきますようお願いいたします。それでは、質問ございますか。

○小澤彰一委員 84ページ、公文書管理に関するところで、ちょうど期せずして、こういうシステムを始められるということは非常に歓迎すべきことだと思うんですが、今後、長期間にわたる本当に10年、20年かかるという事業だと思うんですけど、今後の見通しについてはどのように計画されているのか、立てられているのかを伺います。

○総務人事課長 こちらにつきましては、スケジュール的な部分でございますけれども、令和2年7月からを目途に、先ほど申し上げました総合文化センターの3階301多目的室をお借りをしまして、そちらのほうへ、各地区ごとに散らばっております歴史的公文書等運び入れまして、徐々に整理を行ってまいりたいと思っております。今、委員さんおっしゃいますように、本当に2年、3年で終わるという話ではありませんので、継続的に行ってまいるスケジュールとなっておりますけれども、当面の目標としては、令和8年ぐらいを一つの目標としまして、そこから資料を整理登録したものを市民の皆さんに公開していくということで行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 86ページの庁舎のエレベーター保守点検に関してお聞きします。エレベーターに関しては、安全性の観点から二重ブレーキの義務化が10年ほど前になったようなんですけど、塩尻市の公共施設、庁舎も含めてどのような状況なのか、わかりましたらお聞きします。

○総務人事課長 本庁舎のエレベーターにつきましては、今委員さんおっしゃるとおり、二重のブレーキということで処理を、施設の大規模改修のときに一緒に改修をさせていただいておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○山口恵子委員 庁舎のことはわかりましたが、市の公共施設、総文とかいろんなところにエレベーターがありますが、それはそれぞれの担当部署で管理をして点検をしているということ、その辺の安全対策は、もしわかりましたらお聞きします。

○総務人事課長 大変申しわけございません。総務人事課のほうで管理をしておりますのは本庁舎ということになっております。総合文化センターですとか市民交流センター等々につきましては、それぞれで施設管理を行っておりますので、ちょっと今の状況は申しわけございませんが、ちょっとわからない状況でございます。

○委員長 ほかに。

○永田公由委員 まず一つ教えてもらいたいのは、出てくる今度新しい基幹系共同システムというのが、そこら中に出てくるんだけど、具体的に何が基幹系共同化システムというのね、何が、今のこういうものがどういうふうに変わっていくのかということをやっと説明してくれる。

○情報政策課長 ただいま御質問の基幹系システムという部分ですけれども、具体的に言いますと、例えば住民票を取るための市民課の窓口のところで行っているシステムですとか、福祉のシステム等、幾つもございます。担当課としましては、市民課、税務課、福祉課、家庭支援課、健康づくり課、長寿課、選挙管理委員会、教育総務課、こども課、情報政策課の課が全て統一のシステムとなっております、現状も同じシステムを使っているんですけども、それを3市で共同化をするということで、業者を特定させていただきまして運用していくという形になってございます。ただ業者のほうは、プロポーザルをやった結果ではありますが、現行の業者さんのものをそのまま継続するというふうに審査をした結果となっておりますので、システムとしては大きな変更はありま

せんけれども、そのようなものを行っていくという形になります。システムの中身とすると、先ほど言ったみたいに、住民基本台帳であったり、印鑑、国民健康保険や後期高齢のもの、住民税、軽自動車税、固定資産税といったようなもの、福祉の関係のそれぞれのシステム、健康管理のシステムとか介護保険のシステムとか、選挙の投開票のシステム、子ども・子育て支援などのシステム全て全般に係るものとなってございます。

○永田公由委員 今までかかっていた経費と、今回新たにこういうふうにした場合の経費というのはどうなるわけですか。

○情報政策課長 従前かけている経費につきましては、全体システムも各個別のシステムも含めて各担当課に予算の割り振りをさせていただいて経費を出していて、リース料とかになってございますが、新システムにつきましては、塩尻市においては令和3年1月から稼働するという形になるんですけれども、契約は長野県市町村自治振興組合が全体契約を行い、その全体契約に対してそれぞれ均等割と人口割の割合比率で負担金調整を行うという形になってございまして、3市で1割分ずつの負担金と、それから人口割として、中野市、塩尻市、千曲市というような形に負担調整をして、各負担金を自治振興組合から請求をいただいて支払うという形になってございます。金額につきましては、単年の1年分の費用としますと、令和3年1月からですので3カ月分というような形になるんですけれども、均等割の部分が638万円余、塩尻市につきましては人口割として6,829万円余というような金額となっております。塩尻市が、いいか悪いかは別にしまして人口が一番大きいものですから、塩尻市の負担額が少し人口割ということで大きくなっているということで、中野市については人口割4,300万円余、千曲市については6,000万円余というような形となっております。

○永田公由委員 もう一点だけ、今までよりは高くなるのか安くなるのか、その辺はどうですか。

○情報政策課長 塩尻市の金額としましては、先ほど説明させていただきましたけれども、過去の5年間の実績と比べまして約14%、6,700万円の減額となっております。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 この事業の目的は、それぞれの行政情報を安全に確保していくというか、災害とか事故があったときに、ほかの市町村で共同で管理をしているという理解でよろしいですか。災害とか事故があったときにもスムーズに事業サービス、住民サービスができるために、こういったことを取り組んでいるという理解でいいかどうかお聞きします。

○情報政策課長 ただいまの質問ですけれども、これは国のほうで、総務省のほうから言われている、いわゆる自治体の電算システムの経費削減という部分で、自治体クラウドというものを導入する、自治体クラウドというのは複数の自治体が共同でシステムを導入するというものを自治体クラウドと呼んでいるんですけれども、そのことをすることによって、標準パッケージ、3市が同じ業務をやっている上で、同じシステムとすることで独自のカスタマイズなどの経費を削減することを目的として、経費の抑制というのが一番大きな目的となっております。その上で今、委員が御指摘のように管理される部分が、サーバーは免震構造のデータセンター等に置かれていますので、安全対策の部分でも向上するというようになってございます。以上でございます。

○委員長 ほかに。

○永田公由委員 78ページの議会費の関係ですけど、これは青木課長にちょっと確認したいんですけど、今まで臨時職員の賃金88万1,000円で計上されていたものが、今度会計年度任用職員ということで380万円近

く計上されているってことは、議会事務局の人員をふやしていただけると、こういう理解でいいですかね。

○**総務人事課長** 委員がおっしゃるとおり1名、会計年度任用職員をふやさせていただきたいというふうに考えております。業務内容につきましては、今、議長さんの運転手を総務人事課の運転手が兼務ということで担わせていただいておりますけれども、大変お忙しい議長さんでいらっしゃいますので、いろいろ予定が変わったりとか、そうしたときになかなかきめ細かな対応ができないという状況も出てまいっておりますので、議会事務局のほうに専任で議長さんの運転手さんを、そのほか事務等もやっていただくわけでございますけれども、配置したいというふうに考えております。

○**永田公由委員** ありがとうございます。

○**委員長** ほかによろしいですか。

○**副委員長** 118ページの河川監視システム導入委託料について、予算説明資料のほうは3ページになっておりますけれども、今2カ所にといいはわかっているんですけども、この運用をどのようにやっていくかということをお聞きしたいです。どこが監視を担うのかとか、24時間体制なのかとか、水位が上がったときの連絡体制はどうなって、市民までどういうふうに伝わっていくかということをお聞かせいただきたいと思います。

○**危機管理課長** カメラにつきましては、説明したとおり24時間、夜中も写るような高性能のカメラを設置いたしまして、今考えているのは、テレビ松本の有線テレビ、そちらのほうのネット網を借りまして、そのデータを危機管理課のほうに持ってきて、危機管理課のほうのモニターで監視をしていくということです。警報が出た場合につきましては危機管理課の職員が必ず詰めることになっておりますので、それで24時間体制で監視をしてまいると。それで、越水また氾濫の危険が迫るようであれば、まず防災無線だとか緊急メール等でお知らせしていきますし、避難準備、避難指示、避難勧告等の必要が生じた場合につきましては、防災無線のほかにも本会議でもありましたが、消防団だとか自治会、そちらのほうの連絡網等を通じて地域の住民の方へ連絡をしていく、周知をしていくということでやっていきたいと思っております。

○**副委員長** 今、警報が出たらというお話でしたけれども、間に合わないときもありますけれども、大雨注意報とか出たときには、もう今でも職員の方は出てきていただいて、待機をさせていただいているということでしょうか。

○**危機管理課長** 注意報の場合はまだ詰めませんが、警報が出た場合に、大雨警報だとか洪水警報が出た場合につきましては当番制をとっております、すぐ詰めるという態勢をとっております。

○**副委員長** わかりました。

○**山口恵子委員** 今の関連ですが、そのライブ、24時間テレビでモニター監視をするのは担当の職員さんだけで、地元の住民の方が松本ケーブルテレビなどを通して見たいときに状況を確認するということではないということですか。

○**危機管理課長** ちょっと運用の状況を見まして、ホームページから一般の市民の方も見れるような形に将来的には考えていきたいということで考えております。

○**山口恵子委員** 今、国道とか県道の状況をライブ中継で、大雪が降ったときとか渋滞のときとか、ツイッターとかで見れるようになっているので、行く行くそういった形でスピーディーな情報配信ができればいいのかなとも思っているのですが、これはまた検討していただければと思います。

○横沢英一委員 134ページの国勢調査諸経費のところをちょっとお聞きしたいんですが、この説明資料の中に今回は、令和2年は100年目の節目となるというようなことも書いてあるわけでございまして、特に10年に一度の大規模調査ということで書かれているわけですが、通常の調査のときと、今度は大分大規模ということになっているんですが、どのようなことが考えられているのかお願いします。

○経営戦略課長 国勢調査につきましては、制度が始まってから今回100年目となります。調査項目につきましては、5年と10年によって項目が変わってまいります。今回は10年目の後ろの桁がゼロの年になりますので、調査項目が5の年は13項目、ゼロの年は15項目ということで、2項目ふえるという形になってまいります。

○横沢英一委員 じゃあ、ここを見ると、ものすごくやるような表現で、何をやるのかなと思って非常に興味を持ったんですが、そんなにといいことですね。

○経営戦略課長 通常の国勢調査でございます。

○永田公由委員 92ページの1番下の市民公募債発行事業に関して、大体発行額は幾らぐらい予定しているんですか。

○財政課長 発行額につきましては、詳細な金額決定についてはこれからとなりますが、前回行いました規模と同様、2億円程度を想定したいと考えております。

○永田公由委員 欲しい人はどうやって買えばいいの。

○財政課長 御購入の希望者につきましては、これも前回同様でございますけれども、おはがき等でお申し込みをいただく、またこういう時代でございますので電子申請なども利用できるように、応募につきましては幅広い手段をとっていきたいと考えております。

○永田公由委員 その2億円は何に使うの、新体育館の。

○財政課長 この2億円の使途でございますけれども、今回、総合体育館の建設に当たりまして、16億円余の合併特例事業債を借り入れすることとなっております。この市民公募債についても、この合併特例事業債として借り入れをするものでございまして、ただ、今までですと借り入れする際に銀行からお借りをするとか、政府資金をお借りするとかという資金調達を行っておりましたが、今回、借りるそのうちの2億円を市民公募として、資金調達の方法を変えるというような内容でございます。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 ほかに。

○小澤彰一委員 98ページ、移住定住促進事業の中の地域おこし協力隊の方が起業されるということで、これはいわゆる協力隊員を卒業されて、新たに貸出資金などを生むような起業の業務につかれるということですが、今後の立場というのはどうなるんでしょう。

○地域創生推進課長 今後の立場は、あくまでも地域おこし協力隊ではないものですから、一個人としてここで個人事業主として事業をしていただくと。その方が事業を行うのに法人にするのかどうなのかというのは個人の判断になりますけれども、一個人として事業を行っていく者というふうに捉えております。以上です。

○小澤彰一委員 そうしますと、この方は独立した自営業として、その方に対する補助金という意味ですか。

○**地域創生推進課長** おっしゃるとおりでございます、地域おこし協力隊の卒業生に限って、任期の終わる1年前から任期が終わる1年後のこの2年間の間に起業をしたときに申請に基づいてその準備金というものを支援するというものでございます。以上です。

○**委員長** ほかに。

○**永田公由委員** 今の関連で。その98ページの関係で、新年度は地域おこし協力隊員が1人ふえて7人で、活動費も1,400万円というようなことなただけけれど、その地域おこし協力隊の人たちが何をやって、どういう効果が塩尻市にあるのかというのが見えないんだよね。たまに新聞なんかでやっているのを見ると、こんな程度のことだったら市の職員だって、塩尻市にだっていっぱいいるんじゃないかと思うんだけど。その辺についての事業評価というものは、対費用効果と考えてどういうふうに捉えていますか。

○**地域創生推進課長** 私、ここの課に来て担当になってもう3年たちまして、毎回同じような御意見をいただいております。その都度、毎年工夫を凝らして活動が紹介できるようなものを市民の方にもわかっていただくようにしております。毎月の広報の途中に1ページ割いていただいて、地域おこし協力隊、当番制にして何をやっているかということ載せさせていただいたりしております。ただ十分に伝わっていない部分と、確かにしっかり情報発信ができていないということもありますので、ここにつきましては、なるべくその辺のところをどうやったら、特に地域の方々はどういう取り組みを地域おこしがやっているかということがわかっていただくかということは鋭意努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○**永田公由委員** もう少しね、例えばうちの宗賀の地域に入るとか、いわゆる市街化地域はいいんだよね。もう黙っていたって発展もするし、よくなるに決まっているんだけど。我々のような限界集落を抱えているようなところというのは、なかなか地域おこしにしても難しい部分があるもので、そういうところに張りついてもらってやってもらうと効果というのが見えてくると思うんだよね。例えば檜川みたいだね、あそこで古道具屋を始めたとか、いろいろそういったものが見えるんだけど。やっぱりちょっとそのあり方というのを工夫してやったほうが、これだけの活動費をかけたかして、より成果が見えてくると思うんだよね。その辺を課長のほうでしっかりやってください。これは要望にしておきますので。

○**委員長** ほかに。

○**横沢英一委員** 今の関係なんです、地域おこし協力隊に関連する空き家の活用方法の中でお試し住宅というのがありますね。この前聞いたのは、まあまあ結構順調に予約も入っているというようなことを言われたんですが、そこら辺はどうでしょうかね。

○**地域創生推進課長** 塩尻市振興公社のほうで、北小野地区に1軒、住宅を借りてお試し住宅にしていると。結構かなり予約がとれないような状況で、かなりの人が入っているという話も聞いてはおります。移住定住施策を打っている立場からしても、結構そのような声を求められているのも事実ではありますので、施策としては非常に有効であると思いますが、ただいかんせんその取得なりということで、やはり経費がかかってしまう話もあります。ただ反面、空き家も正直、利活用の部分で活用できると思いますので、その辺につきましては十分検討して、なるべく空き家の利活用の延長線上でそういうものができればなというふうに考えていますので、参考にさせていただきたいと思います。

○**横沢英一委員** お試し住宅はちょうど支所の前なので、よく会議があると見るわけですね。そうすると、そ

の割に電気がついてないもので、意外とあれかなと思って。いつも聞くと予約がとれませんよということ言うもので、いやそんなにすごいならありがたいなと思っているんですがね。ぜひ地域にとっても大事ですので、積極的にまたお願いをしたいと思います。

それでは、114ページの檜川支所の電気料についてお聞きしたいのですが、さっきの説明の中では私も今度新しいところに移っておいて電気料が全然変わらないし、ほかの支所に比べるとものすごく多いなというように感じていたんですが。旧支所のあれから出すということでしたので、ある程度わかるんですが、私はやっぱり古い施設は壊すというような関係の中で、塩川部長だと思ったんですが、支所はどうかというように聞いてきたときに、取り壊しをしますというようなことで。いつということは言わなかったんですが、基本的にはそういうことでよろしいのでしょうか。

○**地域振興課長** 旧檜川支所につきましては、できるだけ解体という方向で庁内のほう、方向性を出しております。ただ先ほどお話が出たように旧支所に文書も残っておりますし、光伝送設備等も残っているものですから、その移転先等も踏まえて解体について検討していきたいというふうに考えております。

○**横沢英一委員** 私はこの前そういう回答をいただいたものですから、そういうことかと思っていたんですが。あそこは耐震性がないということで前から言われているわけで、そんなことも考えるとなかなか大きな額になるというようなことの中で、やっぱりしっかり検討してもらいたいと思うんですが。

○**地域振興課長** 速やかに解体する方向でいきたいんですが、解体の経費、ざっくりの見積もりなんですけど、約4億円近くなるものですから、そういった財源的な部分も含めて今後。アスベスト等も含まれている可能性もあるものですから、そういうものの除去も含めて、マックスで見てやはり億単位でかかるというふうに聞いております。

○**委員長** いいですか。

○**永田公由委員** 今の解体費用の4億円というのは、これ単費でやらなきゃいけないということでしょう。何か、あれがあるの。

○**財政課長** 単なる除却ということになりますと、単独での実施ということになるかと思えます。あと施設の除却等に関しては、今それぞれ各担当課で個別施設計画というものをつくっていただいているところでありますので、檜川支所除却という方向性についてはこれまでもお話として出ているところだと思いますので、今後それを取りまとめていく中で、第3期中期戦略以降になるかと思えますけれども、そちらで対応してまいりたいと考えております。

○**永田公由委員** そうじゃなくて、それはいいけれど、いずれ壊すということなんだけど、要はやり方によっては国庫補助なり交付金なり、何かないのですか。

○**財政課長** 先ほど単独でと申し上げたとおり、使えるものは起債のみで、しかも交付税措置等もないものでございます。

○**委員長** 答弁内容はそれでいいですか。

○**財政課長** 申し上げたとおり、除却に関しましては、対象となる補助等も一切ない状況でございます。

○**企画政策部長** 過疎債のソフト事業、これは枠がありますけれども、これは解体にも使えますが、ソフト事業として充当ができます。ただ過疎債は、来年度までの措置でございます。今議員立法を検討されていますので法

制化されたら使えると、そういうことでございます。

○**委員長** ちょっと聞くけど、単独の単純の取り壊しだけで過疎債ききますか。もしそれ壊した後に何か建てかえる場合に、それを含めての対象というのはたしかあったと思います。

○**企画政策部長** 建設事業は当然そういうことで、条件がございますけれども、過疎債のソフト事業に充てられる過疎債用枠というのは、ハード事業、新たな施設をつくらなくても、ソフト事業として活用できるということです。ただ枠がありますので、3,000万円くらいか、その程度の枠の中では活用できると。

○**委員長** ほかに。

○**山口恵子委員** 98ページに戻りますが、シティプロモーションの関係で、MICHIKARAプラス推進事業が来年度6回目ということで、予算を見るとかなり削減されていますが、その主な内容についてお聞きします。

○**地方創生推進課長** 事業全体では今年度に比べて削減しておりますが、実は次ページのシビックイノベーション推進事業の中のリビングラボ推進委託料、それからリビングラボの実証事業負担金、これ実はMICHIKARAプラスに入っている160万円がこちら側に動いているという状態でございます。プロジェクト推進委託料につきましては、チェンジウェブさんに払うお金なんですが、これは同額になっております。以上です。

○**山口恵子委員** もう一点、こちらの経費削減の取り組みの中の、シティプロモーション推進事業の中で、婚活支援事業がこのたび廃止になっていますが、これまで行われた事業の内容と廃止の理由についてお聞きします。

○**地方創生推進課長** これまで数年、婚活支援事業ということで行ってまいりました。主にマッチングの機会の創出ということで、えんぱーくを使ったりですとか、市内のレストランを使ったりということでやってまいりました。中身は、出会いの場の創出なものですから、一つはちょっと廃止の理由にも結びついていくのですが、民間の事業者でかなり多くやられている回数があるというのが一つと、中には年に二、三回そういうものを催してきたのですが、どうしても参加者がどちらかに偏ってしまって、非常に参加者の募集に職員が奔走するようなことがあったり、場を借りて高ボッチでも一度計画をしたのですが、雨天と台風と2回来て中止に至ったとか、いろいろ結構そういうことがありまして、結果としてそこで最終的に結婚したというところまで至った方がいなかったというのも実はありまして。機会の創出をするだけであれば民間事業者が今かなり多くやっているのと、大規模にやられているものですから、であるならばそれは民間事業者のほうへやって、情報提供とか企画の部分でゼロ予算でも対応できる部分は市でもやっていきたいと思いますということでやったので、今回ここでなくさせていたのだというのが理由でございます。以上です。

○**山口恵子委員** 参加者のトータルの何人か、もし人数がわかれば。それと市外なのか県外なのか、その辺の状況がもしわかりましたらお聞きします。

○**地方創生推進課長** 先ほど言いましたように年に二、三回やってまいりました。1回につきまして40人ぐらい、20人対20人みたいなイメージでございます。市内、市外は回数をやるごとに分けてきました。例えば、ある回数のときは市内の女性で市外の男性みたいな形で、やり方を変えてきました。これは本当に私の感覚的なものですが、大体市内と市外が半々というようなイメージでございます。以上です。

○**永田公由委員** 90ページの広報広聴の関係で、印刷製本費が前年度予算より300万円くらい少ないんですけど、これは入札で安くなったのか、それとも何か広報誌を変えるのか、その辺については。

○**経営戦略課長** こちらにつきましては、入札により減額になったものであります。今までにつきましては、広

報誌につきまして2色刷りと4色刷りを各ページごとに分けております。2色刷りのページで幾らという印刷を
してまして、その1.5倍が4色刷りの値段というような見積りの計算をしておりました。それを今度、
2色と4色を分けてページ幾らという入札をやったところ、かなり減額になったというのが現状であります。

○委員長 ほかにはよろしいですか。

○議長 ちょっと地域おこし協力隊のところに戻って。発信も大事なんですけれども、一度協力隊になった方た
ちというのは、研修を自分もする機会というのがあるのか。例えばさまざまな所で全国でやってるんですけど、
そういったことを学び直す、あるいは情報交換をすとかそういったことはあるのか。年齢もさまざまだとは思
うんですが比較的若い人が多いので、それは経験の幅から言ったらある程度仕方ない部分もあるんですけど、
スナバでのこと以外で、私なんかだと、ある一つの課題があったときに、その発表の場で、地域おこし協力隊
としてこういう活動をしてきたということを違う場所で聞いたりしているんですけど、そういう機会があるの
かどうかということをお聞きしたいと思います。

○地方創生推進課長 今、市内の地域おこし協力隊は月1回、全員集まって定例のミーティングをして緊急の課
題ですとか共有をやっているのがまず一つございます。それからこれは県が主催しているんですが、長野県内の
地域おこし協力隊の情報交換の場を年に2回ほど設けて、そこで情報交換をしているのがまず一つと、あと地域
おこし協力隊の研修、いろいろこういうものを行っていますという事例を、これも県が主催でやっておりますけ
れども、そういうことを催していることは事実です。ただ、実態として、地域おこし協力隊全員が毎回県の主催
しているものに参加しているかっていうと、やはり個々の事業があるものですから全員ちょっと参加はしていな
いんですが、一応そういう機会は県のほうでも設けているのが現状であります。以上です。

○議長 十分いろんな機会があるように、そういった努力もしていただけたらと思います。それからスナバのこ
とで重ねてお聞きします。51人がメンバーということだったです。その51人という中には、数の中で2階の
貸しスペースの方は入っているのかどうか。

○地方創生推進課長 51人の中には2階と3階の方々は入っていません。以上です。

○議長 ちょっと中途半端な情報で聞いただけなんですけど、貸しスペースの料金が変わるってというようなこと
を。同じような金額形態でこれからもいくのかどうか、教えてください。

○地方創生推進課長 それは2階と3階のですか。

○議長 はい。

○地方創生推進課長 2階と3階につきましては、塩尻市振興公社がレンタルオフィスとしてやっております、
私どものほうにはその値段が変わるという相談は今受けていないものですから、特に承知はしていません。

○議長 相談とかそういったことは、全て公社のほうで行っているのということなんですね。ちょっと値段が
変わることに對して、十分な説明がなかったのかどうか、その辺の不安な声を聞いたものですから、質問を
させてもらいました。

○地方創生推進課長 繰り返しの説明になって大変恐縮ですけども、2階と3階は契約者が塩尻市振興公社と
各入居者というふうになっておりますし、私どもも途中でここで値段を変えるということは特段聞いてはいま
せんので、ちょっと確認はしてみますが、いずれにいたしましても塩尻市振興公社が責任を持って契約を行っ
ているというものです。以上です。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 126ページの確定申告のことについてお聞きします。今、うちの市でも5階で対応していただいているのですが、このたびの新型コロナウイルスの関係で、国税庁のほうから確定申告の受付期間を4月16日まで延長するという通達があったかと思うんですけど、その実際の行政での事務への影響があるのかなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○税務課長 現在、所得税と市県民税の申告につきましては、5階の大会議室で午前8時半から夕方4時まで受け付けの方を対象に行っております。御承知のとおり、先ほどもお話があったとおり、国税庁のほうから2月27日に4月16日まで延長するというようなお話がございました。そこで、私どもも市県民税の申告についてどうなのかというところ、延長は可能かどうかというところは検討させていただきました。その結果、延長はできないという結論でございます。

理由としましては、まず、申告会場は今、5階なのですが、それを4月16日まで延長することがまずできないということがございます。ほかの会場を探そうといたしましても、4月16日までずっと使えるという会場がないものですから、なおかつ申告支援システムというシステムを使って、全部申告を受け付けておりますので、そういったところの対応もできないということで、できるとすると税務課の窓口ということになってしまいます。税務課の窓口で、大勢の人がお越しになられて申告相談をされてしまいますと、当然、通常の窓口業務にも影響が出ますし、個人情報を入り来する中でお話をしなければいけないという部分もあつたりしますので、そういった点で非常に難しいのではないかとということ、今のところ私ども所得税を扱う場合、税務署のほうから臨時税理士という資格をいただいております。その資格が3月16日までということでもありますので、所得税に関しては3月16日で終わってしまうということですので、所得税は難しいのかなと。

あと、仮に延ばすことが可能だということで延ばしたとしても、当初の課税ということが、今度、問題となってきました、通常ですと市県民税の普通徴収は6月に納付書を発送するのですが、特別徴収の方につきましては、事業所に5月の中旬くらいには送らなければいけないのです。そうなりますと、私どもで資料を集めてそのデータを処理するのは、どんなに頑張っても3月末までに来たものまでしか当初の課税に間に合わないということがあります。その後に来たものについては、税額変更とか、もう当初には間に合わないで、変更して後からお知らせをして税額を変えて通知をするということになります。そうしますと、後から申告された方、4月以降に申告された方につきましては当初間に合わないで、普通徴収ですと2期、3期、4期で1年分をお支払いいただくとか、あるいは、税額が少ないのに1期だけは多く納めて2期、3期で調整していくというようなことが出てまいりますので、そういったことも考えて、基本的には私どもでは3月16日までというふうにさせていただきたいと思っております。

ちなみに、近隣市の状況も、松本市、安曇野市とも相談しながら対応しておりましたけれども、今のところ3月16日までということで、県内の状況もほとんどが今のところの状況ですけれども、3月16日までということになっておりますので、結果的には3月16日ということで対応させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○永田公由委員 だけどね、これ、テレビでやっちゃったでしょう。4月16日までに出せばいいって人、結構いるよ。やりようがないね、だけどね。

○**税務課長** 確かにそういう問い合わせ多数いただいております。一応、私どもの申告会場は3月16日までということをお知らせするとともに、一応ホームページのほうにも載せさせていただいております。また、申告会場にも一応、申告は3月16日までですよということをお知らせをしてありますが、いろんな方法を使ってお知らせはしているのですが、問い合わせが結構ありますので、その都度周知をさせていただいているというような状況でございます。以上です。

○**委員長** いいですか。

○**永田公由委員** 松本税務署の対応というのはどうなのですか。

○**税務課長** 基本的には、市の状況をお聞きして考えるということでもございました。現状といたしましては、先ほど申し上げたように課税が私どもも間に合わなくなってしまうとか、そういう現状があるので非常に厳しい状況ではありますということはお伝えしておりますので、松本税務署で所得税は受けていただくというような状況で今は進んでおります。

○**委員長** ほかに。

○**小澤彰一委員** 130ページです。さっき永田委員から話がありましたように、基幹系共同化システムというのが何か所か出てきますけれど、これはこういうシステムにすると確かに費用が安く済んだり合理化できるということはわかるのですが、一つは、それぞれの例えば選挙システムの使用料だとか、あるいはマイナンバーカードを使ったいろいろな書類の交付だとか、そういう運用面がどのように具体的には変わるのか。何か、12月までと1月までで変わるというように伺いましたけれど、そういうところが具体的には変わるのかどうかということと、セキュリティの部分は本当に大丈夫なんだろうか。例えば、ハッカーなどが入ってきて大量に個人情報を流用するなんてことはあり得ないのだろうかというのを思うのですが、その点いかがでしょうか。

○**情報政策課長** まず前段の部分になりますけれども、今回の共同化に関しては、全体のシステムは現行の事業者と同じシステムになっておりますので、大きな事務の変更等はございません。一部、今回調達するところにおいて、現在使っているシステムと変わる部分というのがある事務もありますので、その分につきましては、今現在、新しいシステムの部分を各担当課のほうで3市で共同で使う部分を調整しながら習熟をしていくことで、令和3年1月からの事務について、混乱のないような事務処理を日々行っているところでございます。

次の質問の部分なのですが、今回3市で共同システムを行うのですけれども、3市で共同システムで行う前の現行のシステムの置き方におきましても、3市で共同でやる部分につきましても、ネットワークを含めて変更される部分は全くありませんので、現在のセキュリティを保っているということで、安全に運用できることとなっております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

○**横沢英一委員** 130ページになりますが、コンビニ交付の関係になるのですが、非常にうまく使わせてもらっているというようなことも、話聞いたりするのですが、どのくらい使われているのですか。

○**市民課長** コンビニ交付につきましては、決算のときにいつもお話をさせていただいておりますが、全体の、昨年にしても交付している件数の2%程度にとどまっております。ただ、始まってまだ3年目となりますので、年々、パーセンテージは上がってきているところであります。以上です。

○**横沢英一委員** 私も結構使っていると思っているのですが、言う人もいたものですから。これを何とかうまく、

もう少し上げていくような努力を、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長 何かありますか。

○市民課長 そうなんです。戸籍にしても本市に住民票がなくて、戸籍だけ本籍だけ塩尻にあるという方が結構おるものですから、そういう方に対して周知をしていこうというふうに予算取りしたのですが、なかなか予算が厳しくてできてはいないのですが、ホームページなどを通じて、なるべくコンビニ交付を利用していただくような形、ひいてはマイナンバーカードをそれに至っては取得をしなければいけないので、その取得交付とあわせて進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○横沢英一委員 はい。

○委員長 いいですか。それでは、136ページまでは以上で終了といたします。ここで10分間、休憩を取りたいと思います。

午後2時27分 休憩

午後2時37分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたしますが、次に3款民生費中、1項社会福祉費7目国民健康保険総務費151ページから4款衛生費3項上水道費198ページまで。それと消防費、歳出の最後まで続けてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○市民課長 それでは、予算書の151、152ページをお願いいたします。そのページの一番下になりますが、3款1項7目の国民健康保険総務費は、職員給与費のほか、2つ目の白丸の国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金、事務費繰出金など、法定による繰出金と福祉医療給付の現物支給化に伴う国庫補助金の減額調整分62万5,000円を含む4億3,195万2,000円となっております。詳しくは国保特別会計の中で説明をさせていただきたいと思えます。

次のページになりますけれども、153、154ページになります。上の8目の後期高齢者医療運営費は、1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金が事務費分と医療費分で6億1,250万円となっております。

2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費と保険料軽減分相当額を繰り出すもので、1億4,733万4,000円を計上しております。

続いてページが少し飛びますが、171、172ページをお願いいたします。下の段になりますが、3款4項1目の国民年金事務費につきましては、法定受託事務としての人件費と、その事務に係る事務諸経費486万4,000円を計上しております。私からは以上になります。

○生活環境課長 185、186ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費から御説明申し上げます。186ページの説明欄3つ目の白丸、花による美しい環境づくり事業153万円余でございますが、各区の花壇及び学校、保育園、支所等の公共の場所に約3万8,000本の花苗を配布するものであります。

次の白丸、「クリーン塩尻」推進事業66万円余でございますが、この事業は「クリーン塩尻」推進連絡会議が主体となりまして、市民、事業者、行政が共同して環境美化等を推進する事業を行っております。特に「クリーン塩尻」パートナー制度に現在加入しております52の企業、市民団体等のボランティアの活動によりまして、

地域の清掃活動等を行っているものです。また、エコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦もこの代表的な取り組みとなっております。次のページ、188ページ上段をお願いいたします。こうした取り組みに対し、団体に補助金36万円を交付するものでございます。

次の白丸、廃棄物不法投棄防止対策事業843万円余でございますが、主な内容は、不法投棄物処理委託料230万円で、不法投棄パトロールや市民の通報等により発見された廃棄物の廃タイヤ、あるいは家電製品、春秋の一斉清掃、エコ・ウォーク等により片づけられたごみの処分費でございます。下の黒ポツ、不法投棄回収委託料402万円余でございますが、国道、県道、市道のほか河川及び林道の定期パトロールと投棄ごみの回収を委託するものでございます。4つ下の黒ポツ、看板撤去工事費30万円余でございますが、これは国道19号桜沢改良事業において日出塩側の既存国道と接続を行う際に市が設置した不法投棄看板が支障となり、撤去のため必要となる経費でございます。

次の白丸、狂犬病予防事業133万円余でございます。3つ目の黒ポツ、犬猫対策委託料15万円でございますが、近年猫の繁殖や餌づけによる周囲からの苦情が寄せられております。そのため、専門的な知識を持つ団体に相談及び避妊・去勢手術を委託をしまして、また犬のしつけ教室開催を委託するものでございます。

次の白丸、地区衛生推進事業940万円でございますが、一番下の黒ポツ、市衛生協議会連合会補助金25万円でございますが、ごみの適性分別による減量化、資源化の推進、それと3010運動の推進などを行っているものでございます。

次のページ、189、190ページをお願いいたします。最初の白丸、環境保全対策事業527万円余は、事業の中ほどの自動車騒音調整委託料130万円余でございますが、国道、県道など市内3地点の騒音調査や、3つ下の黒ポツ、河川・湖沼水質検査委託料225万円余でございますが、市内の用水路を含む14河川及び3湖沼について、定期的に環境モニタリングを継続して実施しているものでございます。

次の白丸、自然環境保全事業286万円余でございますが、3つ目の黒ポツ、自然保護・調査パトロール委託料60万円。その下の黒ポツ、高ボッチ高原植生管理業務委託料99万円でございますが、高ボッチ高原の自然を保全していくために、高原全体のパトロールやごみ拾い、植生調査など、また、自然環境保護エリア内の草刈りや低木伐採などを行うものでございます。1つ下の黒ポツ、工事請負費120万円でございますが、ふれあい広場の展望台からの踏み荒らしの防止や訪れた方々の安全を確保するための木柵の取りかえ等の工事であります。

次の白丸、環境教育推進事業63万円余でございますが、この事業は地球温暖化防止や自然環境の保全など、環境を守る心を育むことを目的に出前講座や、小学4年生を対象に環境学習教材「しおじりの環境ワークブック」の作成にかかわる経費でございます。なお、事業の見直しにより、環境トーク&パフォーマンス及び環境イベント、しおじりe-L i f e F a i rについては、本年度で終了としました。

次の白丸、環境管理システム推進事業90万円でございますが、本庁等58施設においてISO14001への規格に適合した環境マネジメントシステムを導入いたしまして、環境基本計画の推進、あるいは日常業務における省資源、省エネルギーを率先して実践しているものでございます。3つ下の黒ポツ、環境ISO等認証取得事業補助金は、広丘吉田で精密機械部品の製造を営んでおります株式会社ユニコンがエコアクション21を認証するために要する経費35万円でございます。

次の白丸、合併処理浄化槽設置事業につきましては水道事業部でございますので飛ばさせていただきます、次の

白丸、再生可能・省エネルギー促進事業80万円でございますけれども、1つ目の黒ポツ、省エネルギー設備導入普及事業補助金80万円でございますが、これは一般住宅への蓄電池導入に対する支援でございます、1軒の限度額8万円を補助するものでございます。

次のページ、191、192ページをお願いいたします。最初の白丸、斎場施設管理費2,918万円余でありますけれども、事業の中ほど下になります斎場運営業務委託料1,806万円余でございますが、斎場内の案内業務、それから火葬業務、場内の清掃等、維持管理業務等を委託しているものでございます。一番下の黒ポツ、斎場予約システム使用料67万円余でございますが、昨年の10月から運用をしております予約システムは、主に葬祭業者がパソコン及びスマートフォンで24時間空き状況の確認と仮申し込みができるようになっております。

次の白丸、斎場施設維持整備費1,093万円余でございますが、安定した施設稼働のため、計画的な設備の整備を行うものであります。営繕修繕料及び2つ下の火葬炉点検委託料は本年度に引き続いて別系統の集塵機内の清掃及びバグフィルター内の、ろ布の交換をするものであります。

次の白丸、霊園管理諸経費1,185万円余でございますけれども、東山霊園の維持管理に伴う経費を計上するものでございます。

次の193、194ページをお願いいたします。次の白丸、し尿処理施設管理費につきましては水道事業部でございます。

195、196ページをお願いいたします。2つ目の白丸、ごみ処理負担金は、松塩筑広域施設組合の負担金でございます、ごみの共同処理にかかわる負担金でございます。2億8,497万円余でございますけれども、この内訳については予算案説明資料の9ページにも記載させていただいておりますけれども、組合の積立基金、それから起債償還金などの建設費に対する分担金が1億3,447万円余、それから一般家庭の可燃ごみの焼却にかかわる維持経費及び最終処分場にかかわる維持管理経費の分担金として1億5,049万円余でございます。これらを合わせて組合に負担していきたいというものでございます。

次の白丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億3,698万円余でございます。この事業は可燃ごみ、埋め立てごみ、有害ごみ、せん定木の収集と処理に係る経費が主な内容となっております。下から5つ上の黒ポツ、廃棄物破碎処理委託料2,647万円余でございますが、これは埋め立てごみの破碎処理を市内の民間業者に委託しているものでございます。

次の白丸、資源リサイクル推進事業1億7,192万円余でございますが、資源循環型社会の形成に向けまして、ごみの分別による資源化を促進しているものでございます。一番下の黒ポツ、印刷製本費143万円余でございますが、毎年各家庭に配布しております資源物のごみ収集カレンダーの作成費でございます。今年度のカレンダー一部分は、文字が小さいとの御意見を多く市民の皆さんからいただきまして、市衛生協議会連合会の理事の皆様と御意見を伺う中で、来年のカレンダー部分につきましては、本年度と同様の見開き2ページに12カ月分を記載したものと、従来の見開き2ページに2カ月を記載したカレンダー、両方を組み込み、利用者が使いやすいほうを選んでもらうような形で作成をいたしました。

197、198ページをお願いいたします。3つ下の黒ポツ、資源物回収事業委託料5,457万円余でございますが、これらは古紙、古布、金属類、小型家電製品等の収集運搬費でございます。また5つ下の黒ポツ、焼

却灰資源化等委託料2, 985万円余でございますけれども、松本クリーンセンターで排出される焼却灰の約4割、920トン土木資材として埼玉県と三重県にあります処理施設で資源化をして、最終処分場の延命化を図っている事業でございます。5つ下の黒ポツ、ごみ分別アプリ保守委託料26万円余でございますが、資源物ごみ収集日のカレンダー、それから出し忘れ防止のためのアラート機能がついた、また分別に迷ったら分別辞典の機能を備えたスマートフォンアプリの運用をして、その保守点検委託料でございます。

3つ下の黒ポツ、小型家電類資源化業務委託料385万円は、近年の金属買い取り価格の下落や中国の廃棄物輸入規制強化に伴いまして、使用済みプラスチック等の輸入禁止の影響によりまして、小型家電類の処理費用が高騰しているために処理費用が発生したものでございます。

3つ下の黒ポツ、資源物回収事業補助金486万円余は、学校の集団回収や地区のごみステーションで回収した紙類、アルミ缶の売却益の一部を還元して補助金を交付しておりますけれども、やはり中国政府の古紙を含むごみの輸入制限により資源物の売却単価が下落をし、売却益が減少するために補助金も減っているというような状況です。

それから3項水道費1目上水道施設費につきましては、水道事業会計操出金5,809万円余でございますけれども、水道事業の安定経営を図るための一般会計からの操出金となっております。私からは以上です。

○危機管理課長 予算書の255、256ページをお願いいたします。9款消防費1項1目常備消防費から御説明を申し上げます。256ページの説明欄の一番上の白丸、広域消防負担金6億4,021万円余のうち、1つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金6億3,345万円余につきましては、常備消防運営のための消防費の共通経費に相当する負担金のほか、本市への派遣職員1名分の人件費負担分の合計でございます。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）489万円余につきましては、長野自動車道における救急業務に対する負担金でございまして、中日本高速道路株式会社から支弁金として本市に支払われたものをそのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金186万円余につきましては、長野県消防航空隊の消防吏員に係る人件費でございまして、本市の負担分でございます。

次に2目非常備消防費をお願いいたします。説明欄、上から4つ目の白丸、消防団諸経費1億675万円余のうち、1つ目の黒ポツ、消防団員報酬2,108万円につきましては、団員870人分の団員報酬でございます。その下の黒ポツ、消防団員退職報奨金1,300万円につきましては、本年4月1日退団予定者のうち5年以上在籍しました退団者に対して退職金を支払うものです。一番下の黒ポツ、被服費996万円余につきましては、団員に係るはっぴ、安全靴、チェーンソー用の安全保護衣等の難燃性の新基準活動服を4年計画で整備するものです。次に257、258ページをお願いいたします。上から6つ目の黒ポツ、備品購入費1,421万円余につきましては、消防ポンプ用ホース、消火栓用ホースなどの消防備品のほか、国の消防団救助用資機材補助金、これを活用しまして投光器を各分団及び各部へ、また発電機を各部へ配備し、消防力、防災力の強化を図るものでございます。1つ飛びまして、消防団員退職報奨金負担金1,670万円余につきましては、団員に係る消防基金への退職報奨金負担金でありまして、団員1人当たり年1万9,200円を負担するものでございます。5つ下の黒ポツ、消防団運営交付金1,281万円余につきましては、消防団本部、分団、各部及び消防音楽隊、ラップ隊の運営に対する交付金でございまして、団員の人員割、車両割、車体数割などにより算出をしております。その下の黒ポツ、災害出動交付金322万円余につきましては、団員が火災出動あるいは災害出動、捜索活

動などに出動した場合の交付金でございます。1日出動した場合につきましては1人4,000円、半日出動した場合は2,000円を交付をするものでございます。

3目の消防施設費の消防施設整備費5,428万円余のうち最初の黒ポツ、営繕修繕料274万円余は、防火貯水槽の漏水修理、火の見やぐらの塗装など、消防施設を修繕するものでございます。3つ下の黒ポツ、消防施設等整備工事363万円につきましては、防火貯水槽の撤去や表示看板の設置等をするものであります。2つ下の黒ポツ、備品購入費2,845万円余につきましては、年数を経た消防機材を計画的に更新するものであります。来年度につきましては宗賀分団第3部、宗賀洗馬でございますがこちらのポンプ車1台、洗馬分団第7部、太田でございますがこちらの積載車1台を更新するものでございます。その下の消火栓新設改良負担金1,760万円余につきましては、消火栓の新設1基・改修5基・移設3基の工事負担金でございます。私のほうからは以上です。

○**財政課長** それではページ飛びまして、325、326ページをごらんください。12款公債費につきましては、長期債の元金及び利子並びに一時借入金の利子でございまして、元金につきましては28億5,005万5,000円で、8,228万円の増額でございます。

おめくりをいただきまして327、328ページをお願いいたします。13款予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円でございます。歳出の説明は以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、説明を受けました151ページから328ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○**副委員長** 196ページの「ごみ収集カレンダー」ですけれども、今、改正点、お話いただきましたけれども、先日届きたてのものを支所で見させていただいて、せっかくですのでここに1冊ずつ配付していただければと思いますけれども、最初に分別についてしっかり考えろというページが何ページもあって、次に年間のカレンダーがあって月別のカレンダーがありました。その工夫の点ですとか、枚数がふえて印刷製本費が昨年に比べて上がったのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○**生活環境課長** 昨年度カレンダー部分を縮小したことで、市民の皆さんから御意見をいただきました。その辺のところを踏まえましていろいろ考えたのですけれども、やはり戻したほうがいいだろうということで、2ページ2カ月分のものをつくらせていただきました。しかし今回、ことしのカレンダーも使いやすい、利用しやすいという方もいらっしゃるものですから、その辺の意見を一緒に考えまして両方を合わせる形でつくらせていただいたところです。今回1つしか持ってきませんでしたけれども、今、各支所までは行っております。あしたから衛生役員等が支所に取りに来て、来週あたりには各戸配付されるのかなと思っております。最初に、私どもは分別のことについてどうしても皆さんにお知らせをしたいということで、このところについてはちょっと小さくはなりましたけれども細かく説明をさせていただいたという経過でございます。ページ数がふえたものです、工夫としてカレンダー部分についてはできるだけ重心が真ん中へ行ったほうが飾るときに安定するものですから、そのような形で前のほうに資源物の分別の説明、それからカレンダーが入ってくるような形ということで工夫させていただきました。紙質もできるだけ余り裏のほうに映らないような形で工夫をさせていただいて、後ろに写らない一番最低の重さまで、ここが今まで苦勞をさせていただいたことでございます。今までどおり上に穴を空けて画鋏でも留められますし、磁石でも留められるまでに工夫をさせていただいたという状況でございます。以

上です。

○副委員長 費用面について、去年より予算が余計にかかったのかというところは。

○生活環境課長 予算については、最終的な落札価格で言いますと約10万円ほど多くなりました。

○副委員長 私は年間の小さいほうは、金属がいつあるとか年間のごみ収集日を見るのにとってもよかったなと思っておりまして、高齢者の皆さんからは小さすぎると、両方を取り入れていただいたということで、今回見せていただいて、よく頑張っていたなと思いました。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 186ページ、花による美しい環境づくり事業で、各区とか学校に花を毎年配っていただいて、まちづくりをしていただいています。今回予算が幾分減っていますけれども、それはどんな理由なのかお聞きします。

○生活環境課長 花苗の配布なのですけれども事前に各区長さんへお聞きをいたしまして、来年度の要望を聞いているところでございます。今年度は花苗が7種類で4万5,000本配布したのですけれども、去年が希望調査をしたところ3万8,000本だということで大分減ってきていて、人手のこともあるのかなと思いますけれども、調査に基づいた減額ということになっております。

○山口恵子委員 なかなか地域の区長さんのお仕事の負担とか、この事業だけじゃないですけど、やはり役員不足とか仕事の負担等などがかなりあるような気がするもので、区の要望に応じてということであればいいかなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにございますか。

○小澤彰一委員 190ページお願いします。自然環境保全に関するところでの高ボッチですけど、高ボッチについては、自然保護ボランティア団体からの移管がなくなって、新たに管理をする専門の方を雇い入れるというふうには伺っていますけれども、その辺の状況等、それから総額としてこれで足りるのかどうかという疑問があるのですがいかがでしょうか。

○生活環境課長 昨年の5月に高ボッチに関するガイドラインを策定させていただきました。そのガイドラインの中に自然環境保護委員という者を配置しまして管理をしていくという予定をしておりましてけれども、ちょっとそういう植物等に精通している人がいなくてできないでいる状況でございます。来年度につきましては今年度と同じような形になるのですけれども、植生の管理とか草刈り、パトロールについては自然保護ボランティアとシルバー人材センターへお願いをいたしまして、管理をしていただくように予定をしているところでございます。高ボッチの管理棟ということにつきましては今、観光課のほうで話を詰めているところでございまして、早い時期に運営ができるような状況にもっていくようにしていると聞いております。以上です。

○小澤彰一委員 以前にも本会議で質問させていただきましたけれども、現在長野県の高いところをずっと巡回するというツアーがあって、阿智村のほうからずっと高遠のほうを回って、最終的に高ボッチまで来てお帰りになるというツアーがあるそうですけど、毎日のように観光バスが来るのです。そうしますとトイレの管理だけでなく、ごみの問題とか治安の問題とかそういう問題が発生しますし、お一人だけ雇うと聞いていたのですけれども、やはりご病気とか休みをとらなくてはいけないということからすれば、複数体制で交代で管理をしていくことが必要であろうと思います。それから火入れをしなくて随分日がたっているようでも、本来ならば

野焼きをして雑草などをきちんと管理していくべきだと思うのですが、草刈りで対応するためにはかなりの費用がかかるのではないだろうか、そういう意味でこの金額で足りるのでしょうか。大丈夫なのでしょうか。

○生活環境課長 草刈りとか管理をする場所につきましては、高ボッチは広いものですから、全部はできないと思っております。ガイドラインの中におきましても、自然環境エリアを決めさせていただいてあります。その保護エリアの中を草刈り等していくということで、場所限定で狭めて管理をしていきたいと考えておるところでございます。

○委員長 ほかに。

○横沢英一委員 同じく190ページをお願いします。多分、環境保全対策事業の中に入ると思うのですが、予算の関係ではないのですが関連で申しわけございません。みどり湖が既に堤体の補修工事が終わりましたものですから、以前みどり湖の循環ポンプということで、レクレーターと言いましたか、それが以前ため池の中に入っておりまして、それで水を循環していたということで水質の保全に役立てると言われていたのですが、工事が始まってそれを撤去するというので、また工事が終わり次第と言っておられたと思ったのですが、そこら辺はどんなふうに考えておられますでしょうか。

○生活環境課長 みどり湖の堤体工事、堰堤工事ということで、水を抜くということで循環レクレーターポンプを一回撤去させていただきました。今現在、撤去をしてある場所に置いてはありますが、実はその設置費用が相当な額がかかるということで、予算見積もりをいただいております。今現在はみどり湖の上下の流入口で水質検査をやらせていただいているものですから、そういうものにかえさせていただいて、みどり湖について自然環境の監視をさせていただきたいと今は思っているところでございます。

○横沢英一委員 みどり湖の改修をしたとは言っても、ヘドロだとかあいうものはそのままになっているわけですね。何も撤去をしていないわけですから、また水をしっかり溜めたときには湖沼の水も悪くなっていくような気がするものですから、そこら辺も検討していただきたいと思っておりますのでお願いします。

○生活環境課長 先ほどのカレンダーなのですが、今、用意ができましたので配らせていただいております。

○委員長 どうぞ。

[カレンダー配付中]

○生活環境課長 今、お手元にカレンダーを配らせていただきましたけれども、地元のカレンダーではないところがあると思います。もう一回、後で配らせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 ごらんいただいて、関連の時間を設けますから、何かありましたら。

いいですか。それでは、ほかの関係で。

○小澤彰一委員 198ページです。別にカレンダーに関係しているわけではないのですが、資源回収事業補助金というのを出されていて、各小学校、中学校などで、紙だとか、あるいはアルミ缶の回収だとかやっているようなのですが、これは実際にはどの程度の効果があるのか。教育的効果があるというのはわかりますけれども、実際に資源回収という意味ではどのような効果があるのかを伺いたいと思います。

○生活環境課長 今、子供たちのPTAの回収と地区のステーションに集まりました古紙とアルミ缶がお金になっている、売却益がある状況になっております。一番は、今議員さんがおっしゃられているように環境教育とい

うようなことで、こういうことをやることによってお金が戻ってくるのだよということが一番だと思っておりますけれども、いかんせん、今、売却益自体が出ていない、残り少ないような状況になっておりまして、この事業についても見直しをということがありますけれども、ただ、子供たちにつきましては、学校教育の売却益が学校の教材の資金になったりすることを聞いておりますので、子供たちが全てやっているわけではなく、親が手を出しているというのを十分承知はしているのですけれども、こういうことをやることによって資源化をされて、リサイクルにされて、お金になって戻ってくるのだよという、子供たちの環境教育が主になって進めていくべきことなのかと思ひまして、続けていければと思っておりますのでございます。以上です。

○小澤彰一委員 教育内容に干渉してはいけないとは承知していながら、ルーティンワーク化しているのではないのだろうかという気がします。ですからPTAの役員になる方々が小規模校だと大変だと。義務教育学校の際にも、やはり小学校、中学校の大変な実情などが保護者の方から訴えられているのですけれども、こういうものを本当に環境教育に結びつくような形でやっていかないと、ただ単に、例えば1,000円とか2,000円とか1万円という金額が学校に落ちるから環境保全の教育ができたのだと思うと、少し違うのではないかなという気がするのです。それからスチール缶とアルミ缶と何が違うのかということもわからずに、ただ、お父さんの飲んでいるビールの空き缶を集めているというだけではだめかなという気がするのですけれども、ぜひそこら辺のところは、普及をやっていく際にそういう教育的な観点もぜひアピールしていただきたいと思うのです。以上です。

○委員長 ほかにほ。

○山口恵子委員 256ページ、消防のほうでお聞きします。消防団員の皆さんの技術の普及とか知識の普及がどのように行われているのか状況をお聞きします。

○危機管理課長 消防団員の技術の普及だとか知識の普及ということでございますが、まず4月当初に市全体としては、署の消防団としては実技訓練ということで、来年度につきましてはチェーンソーの取り扱いだとか無線機の取り扱い等々の講習をやる予定であります。それと、あと2年に1回、水防訓練ということで土のうの作り方だとか、土のうの積み方だとか、そういったこともやっております。あと10月に総合訓練ということで、常備消防のほうとも中継訓練だとか、各分団間の各部間の連携訓練、また、救助訓練、倒壊家屋から人を助けるといったような訓練等も行ってあります。また、各分団におきましても、火災予防運動の期間中を捉えまして、合同訓練、そういったものもやっております。以上です。

○山口恵子委員 このたび、チェーンソーなども配備していただいたりしたということで、それを使うような機会がなければ一番いいのですけれども、特に倒壊家屋からの救助とか、チェーンソーを使って挟まれた人を救助する場合、気をつけなければいけないことはクラッシュ症候群の対応をしなくては行けなくて、1時間ないし2時間以上長く圧迫されている方を救助した直後にショック状態で命を落としてしまうということが、本当に過去の大地震で非常に問題になっているので、そういったことの知識面でも、しっかりと研修というかそういったことをしっかりと充実して対応をしていただきたいというふうに思います。すぐ救出してはいけないですし、もし、救出ができた場合は、すぐ透析のできる救急病院に搬送するとか、そういったことを事前に知識として知ることが重要だと思いますのでよろしくお願ひします。救助作業をする場にすぐ救急隊が来ていれば全く問題がないとは思ひますけれども、これからどんな状況になるかは想定ができないこともありますので、ぜひよろしく

お願いします。

○委員長 ほかにございますか。

○小澤彰一委員 同じ156ページで、単純なことなのですけれども、広域消防の負担金の中で木曾広域の負担というのはなくなったのでしょうか。

○危機管理課長 木曾広域のほうには、松本広域からの一部事務委託ということで、広域のほうからお金のほうが出ておるという状況でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○永田公由委員 e-L i f e F a i rがことしからなくなったのだけれども、それにかわるイベントというようなものは何か考えているわけですか。全くもうなしということですか。

○生活環境課長 e-L i f e F a i rにつきましては、毎年9月ごろ開催をしておりました。これにつきましては単独でのe-L i f eを開催、環境をとということでやるのではなくて、市の事業のほかのイベントの中で環境ブース的なものでやっていきたいと思っております。今まで単独で一発勝負と言いますか、天候が悪ければできないというようなこともありまして、次年度あたりからはイベントの中でも1つだけではなくて、1つ、2つぐらいを選択してやれるようなところに、そういうところに環境ブースということの出展の中でPRし、啓発をしていきたいと思っております。

○委員長 ほかに。よろしいですか。では、歳出につきましては以上で終了いたします。

次に歳入全般につきまして説明をお願いいたします。

○財政課長 それでは、歳入について御説明を申し上げますので、15、16ページをごらんいただきたいと思っております。

1款市税でございますけれども、1項1目個人市民税につきましては35億8,300万円で、前年度比較7,100万円の増額でございます。こちらは納税義務者の増加などを見込むものでございます。2目法人税につきましては5億5,470万円で、1億2,630万円の減額でございます。昨年10月に税率が引き下げられたことによるものでございます。

2項1目固定資産税につきましては46億2,400万円で、1億7,500万円の増額でございます。新築家屋の増加及び設備投資等による償却資産の増加を見込むものでございます。

1つ飛びまして、3項軽自動車税の1目環境性能割につきましては600万円で、400万円の増額。その下の2目種別割につきましては2億2,700万円で、1,040万円の増額でございます。それぞれ自動車の買い換えなどによりまして台数の増加を見込むものでございます。なお、2目の種別割につきましては、これまでの目の名称、軽自動車税が変更されたものでございます。

続きまして、17、18ページをごらんください。4項1目市たばこ税につきましては3億5,200万円で、2,000万円の減額でございます。消費本数の減少を見込むものでございます。

次に、2款地方譲与税からにつきましては、本年度の決算見込み及び地方財政計画における増減見込み率などによりまして、試算した金額を計上したところでございます。

おめくりをいただきまして、19、20ページをごらんいただきたいと思っております。2款4項1目の森林環境譲与税でございます。2,950万円で1,560万円の増額でございます。昨年の台風被害等、発生状況を踏ま

えまして、森林整備など一層促進するため、国のほうにおいて地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用いたしまして増額することとされたものでございます。なお、森林環境譲与税につきましては、市町村が行う森林整備等に要する経費に充てることとされておりますので、その状況については、予算案説明資料の55ページに記載してございます。

続きまして、おめくりをいただきまして、21、22ページをお願いいたします。6款法人事業税交付金6,900万円につきましては、法人市民税の減収分の補填措置といたしまして、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されたことに伴いまして、新たに計上するものでございます。

7款地方消費税交付金につきましては15億8,400万円で、2億8,900万円の増額でございます。昨年10月の消費税率の引き上げに伴う増額を見込むものでございます。なお、社会保障財源化分として引き上げられたものについては、その充当状況につきましては予算説明資料の54ページに記載したとおりでございます。

おめくりをいただきまして、23、24ページをお願いいたします。10款地方特例交付金のうち、子ども・子育て支援臨時交付金、こちらにつきましては幼児教育、保育の無償化に伴う令和元年度限りの措置が終了したことにより廃止するものでございます。

11款地方交付税につきましては53億8,800万円で、2億1,800万円の増額でございます。普通交付税につきましては国の算定経費の推計などから48億3,800万円、特別交付税につきましては前年度同額の5億5,000万円を見込むものでございます。

おめくりをいただきまして、25、26ページをお願いいたします。14款1項2目の民生使用料につきましては1億1,169万1,000円で、8,722万8,000円の減額でございます。こちらは幼児教育、保育の無償化に伴いまして、保育料が減額となるものでございます。

3目衛生使用料につきましては2,437万2,000円で、54万1,000円の増額でございます。1節衛生使用料の4つ目の黒ポツ、合葬墓使用料は減額となりますけれども、1つ目の黒ポツ、市内斎場火葬料、またその下の市外斎場火葬料、こちらにつきましては使用料の見直し等によりまして増額を見込むものでございます。

おめくりをいただきまして、27、28ページをごらんください。7目土木使用料につきましては、1億5,683万円で、247万4,000円の減額でございます。3節市営住宅使用料のうち定住促進住宅使用料、雇用促進住宅使用料などの減額を見込むものでございます。

8目の教育使用料につきましては2,818万円で、601万3,000円の増額でございます。おめくりをいただき、29、30ページをお願いいたします。8目3節の保健体育使用料のうち体育施設等の使用料につきましては、使用料の減免基準を見直したことによる増額を見込むものでございます。

飛びまして、35、36ページをお願いいたします。15款国庫支出金でございますけれども、1項1目民生費国庫負担金につきましては20億6,731万7,000円で、7,288万3,000円の増額でございます。1節の社会福祉費負担金の2つ目の黒ポツ、自立支援給付費負担金4億8,008万3,000円につきましては障害者福祉サービス給付費の単価、また利用者数の増加などによりまして1,300万円ほどの増額となるほか、2節児童福祉費負担金、4つ目の黒ポツ、子どものための教育・保育給付交付金1億4,730万円につきましては、幼児教育、保育の無償化によりまして、これまでの幼稚園就園奨励費補助金等が廃止になるかわ

りに、こちらの負担金が7,400万円ほどの増額となるものでございます。

おめくりをいただきまして、37、38ページをごらんください。2項2目の民生費国庫補助金につきましては2億3,267万7,000円で、2,789万7,000円の増額でございます。国庫負担金同様、幼児教育、保育の無償化に伴うものなどございまして、2節児童福祉費補助金、6つ目の黒ポツ、子育てのための施設等利用給付交付金などが新規計上となるものでございます。

おめくりをいただきまして、39、40ページをごらんください。5目農林水産業費国庫補助金につきましては1億4,887万6,000円で7,150万1,000円の増額でございます。1節の農業費補助金の1つ目の黒ポツ、農業農村整備事業補助金につきましては、ため池のハザードマップ作成や廃止工事などため池耐震化事業を増額することに伴い、6,000万円ほどの増額を見込むものでございます。

おめくりをいただきまして、41、42ページをごらんください。7目土木費国庫補助金につきましては3億1,366万4,000円で、2,407万4,000円の減額でございます。北部交流センター整備事業、また街なか居住推進事業の完了によりまして、全体では減額となっているところでございますけれども、2節都市計画費補助金の3つ目の黒ポツ、社会資本整備総合交付金（小坂田公園分）などは新たに計上するものでございます。

また、8目教育費国庫補助金につきましては1,509万8,000円で、2億1,774万9,000円の減額でございます。吉田小学校及び塩尻中学校の大規模改修事業の完了によりまして、学校施設環境改善交付金が減額となるほか、国の補正予算に対応いたしまして、総合体育館建設事業の補助対象分を前倒ししたことなどによるものでございます。

おめくりをいただきまして、43、44ページをごらんください。9目消防費国庫補助金につきましては393万6,000円の新規の計上でございます。消防団の救助用資機材等の整備に対する補助金が拡充されたことによりまして、歳出で説明がありましたとおり各分団に発電機、投光器を整備することに伴うものでございます。

次に、16款県支出金のうちでございますが、1項1目民生費県負担金につきましては、国庫支出金同様、1節社会福祉費負担金の3つ目の黒ポツ、障害者自立支援給付費等負担金及びおめくりをいただいた45、46ページの2節児童福祉費負担金の3つ目の黒ポツ、子どものための教育・保育給付交付金などの増額を見込むものでございます。

2項2目の民生費県補助金につきましては3億6,891万2,000円で6,248万1,000円の減額でございます。幼児教育、保育無償化の関連では増額となっているところでございますけれども、おめくりをいただいた47、48ページの4つ目の黒ポツにございます地域医療介護総合確保基金事業補助金につきましては、県の全額補助でございますけれども、介護施設の整備を行う法人等への補助金交付の対象事業費が減額となったことによるものなどございます。

おめくりをいただきまして、49、50ページをお願いいたします。5目農林水産業費県補助金につきましては8,190万1,000円で679万9,000円の減額でございます。前年度予算に計上しておりました食料産業6次化交付金の減額などによるものでございます。

おめくりをいただき、51、52ページをごらんください。7目教育費県補助金につきましては3,440万8,000円で、905万3,000円の減額でございます。文化会館改修事業の減額などによるものでござい

ます。

次に、3項1目総務費委託金でございますけれども1億3,607万8,000円で、2,960万9,000円の減額でございますが、前年度に計上しておりました選挙費委託金などの減額によるものでございます。5節統計調査費委託金の5つ目の黒ボツ、国勢調査委託金につきましては歳出で説明がありましており新規の計上となります。

おめくりをいただきまして、53、54ページをお願いいたします。17款2項1目の不動産売払収入につきましては181万円で、1,413万7,000円の減額でございます。前年度予算に国道19号の交差点改良事業に伴う木曾檜川小学校用地の一部の売払収入を計上していたことによるものでございます。

おめくりをいただきまして、55、56ページをお願いいたします。19款2項1目基金繰入金につきましては8億1,027万円で、1,439万円の減額でございます。1節の財政調整基金繰入金につきましては、前年度比較2億3,000万円の減額の3億円としているところでございますし、5節合併振興基金繰入金につきましては、総合体育館の備品購入のほか、Shio society（シオサエティ）5.0推進事業に活用するため2億5,200万円の繰り入れを計上するものでございます。

飛びまして、61、62ページをお願いいたします。21款諸収入でございますけれども、このうち5項4目の雑入につきましては6億9,406万7,000円で、1,023万2,000円の減額でございます。主なものにつきましては、おめくりをいただきまして、63、64ページをお願いいたします。2節民生費雑入のうち6つ目の黒ボツ、保育園給食費につきましては3,375万円で前年度比較1,794万円ほどの増額でございます。幼児教育、保育の無償化に伴うものでございます。

おめくりをいただきまして、65、66ページをごらんください。3節の衛生費雑入のうち、6つ目の黒ボツ、資源物売却金につきましては、1,353万8,000円で、こちらは古紙やアルミ缶などの買取価格が下落したことによりまして、前年度比較612万円ほどの減額を見込むものでございます。

おめくりをいただき、67、68ページをごらんください。8節の消防費雑入のうち1つ目の黒ボツ、消防団員退職報償金につきましては1,170万円で、前年度比較1,359万円の減額でございます。令和2年度につきましては、退団者数が減少の年に当たるというものでございます。9節の教育費雑入につきましては3億6,009万6,000円で、1,714万9,000円の減額でございます。前年度予算に計上しておりました埋蔵文化財発掘調査委託金、また、木曾檜川小学校の物件移転補償費の減額によるものでございます。

おめくりをいただきまして、69、70ページをごらんください。22款1項市債のうち1目の総務債につきましては、庁舎内部断熱工事に係る合併特例事業債及び河川監視カメラ設置に係る緊急防災減災事業債でございます。

2目民生債につきましては、大門保育園の改修に伴う実施設計及び広丘西保育園の2階部分の改修に係るものでございます。

3目の衛生債につきましては、衛生センターの受変電設備更新工事に係る一般単独事業債でございます。

おめくりをいただき、71、72ページをごらんください。4目農林水産業債につきましては県営農業農村整備事業、また、県営ため池耐震化事業、農業水路等長寿命化及び林道の測量設計によるものでございます。

5目の商工債につきましては、木曾漆器振興事業に係る過疎対策事業債、また、みどり湖釣り場周辺の環境整

備に係る地域活性化事業債でございます。

6目の土木債につきましては、1節道路橋梁債のうち公共事業等債につきましては幹線道路、また、歩道、道路施設長寿命化、そのほか交通安全施設の整備に関するものでございますし、地方道路等整備事業債につきましては生活道路及び道路維持等に関するもの、また、公共施設等適正管理推進事業債につきましては道路の維持補修に関するものでございます。また、過疎対策事業債につきましては、檜川地区の人道橋及びメロディー橋の設計に関するものでございます。2節の都市計画債につきましては塩尻駅土地区画整理事業、また、都市計画道路整備事業及び小坂田公園再整備事業に関するものでございます。

おめくりをいただきまして、73、74ページをお願いいたします。7目消防債につきましては、ポンプ車及び小型動力ポンプ用積載車の整備並びに消火栓の移転新設にかかわる緊急防災減災事業債でございます。

8目教育債のうち1節小学校債につきましては檜川地区における義務教育学校整備事業、また、2節中学校債につきましては丘中学校大規模改修事業にかかわる設計委託、3節の社会教育債につきましては文化会館の非常用発電機設備改修工事、また、重伝建にかかわる修理・修景などでございますし、4節の保健体育債につきましては総合体育館建設、また、中央スポーツ公園西のテニスコートの人工芝張りかえなどにかかわるものでございます。

9目の臨時財政対策債につきましては、地方財政計画及び本市の状況などから9億5,100万円で、前年度比較2億8,900万円の減額を見込むものでございます。

おめくりをいただきまして、75、76ページをごらんください。こちらに記載してございます自動車取得税交付金につきましては、9款の環境性能割交付金へ移行したことにより廃止となるものでございます。

歳入の説明につきましては以上となりまして、お戻りをいただき7ページをごらんください。第2表の債務負担行為につきましては、土地開発公社の借り入れに対する債務保証、また、合併処理浄化槽排水設備改造資金の融資償還に対する損失補償のほか、住民記録システムなどの基幹系共同化システムの利用負担金を設定するもの、また、今泉南テクノヒルズ基盤整備事業につきましては、1区画の借地権設定延長に伴いまして期間及び限度額を変更するものでございます。

おめくりをいただきまして、8、9ページをお願いいたします。第3表の地方債につきましては、歳入で御説明を申し上げました、それぞれの限度額及び起債の方法などを定めるものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ここで10分間休憩をとります。お願いします。

午後3時46分 休憩

午後3時53分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたしますが、ただいま説明を受けた歳入全般につきまして質疑を行います。質問ございますか。

○永田公由委員 財政課長、臨時財政対策債というのを具体的に説明してくれる。

○財政課長 臨時財政対策債につきましては、交付税制度の一環のものでございました。この制度ができるまで

は、全て普通交付税で賄うということとされていたものでございます。この臨時財政対策債、平成13年度からでございますけれども、国と地方の責任分担をさらなる明確化を図るということで制度化がされたものでございます。こちらの臨時財政対策債の借り入れをするわけでございますけれども、この元利償還金相当額につきましては、その全額につきまして地方交付税の基準財政需要額に参入するというようなこととなっております、地方団体の財政運営に支障が出ないようにということで措置されているものでございます。ですので、地方財政計画の中において不足する財源を、国と地方が折半をして借金をするというところでございます。その借金をしたものについては、交付税の中で今年度において負担をするというような仕組みとなっております。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 そうすると、新年度の9億5,100万円については、国と地方で半々ということなのだけでも、その辺がどういうふうになるか、よく理解できないのだけれども、要は最終的には元利とも国が全部保障してくれるということか。

○財政課長 今回の九億何がしというものにつきましては、交付税額の算定する中において振りかえをするという中の決算項目がございまして、それに基づいて計算をしております。その結果が九億何がしでございますけれども、この9億円借り入れをしたものについては理論算入ということで、交付税の中に全額算入されて、今年度交付されてくるというような仕組みとなっております。

○永田公由委員 そうすると、借金は塩尻市がするわけだね。起債をするということは塩尻市が借り入れて、あとはごまかされてくるというようなことで、本当に入っているかどうかというのはわからないということだね。

○財政課長 借り入れについては市が借り入れを行って、今年度、国が負担をするということで、決してごまかされているところを申し上げたものではございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 余り専門的によくわからないのですけれども、歳入のこの資料をつくった時点では社会の状況が今のような新型コロナウイルスの影響も余り想定はしていなくて、これをつくったと思うのですけれども、今の企業とか社会情勢の状況を見ますと、歳入もいつまでこのような状況が続くかわかりませんが、歳入も影響が出てくるのではないかなというふうに考え、影響が出ないほうがいいのですけれども、その点はどのように捉えてらっしゃるのかをお聞きします。

○財政課長 今回の新型コロナウイルス等に関連しては、例えば想定されるものとしたしましては、今は市内企業もそうなのですが、なかなか部品調達ができなくて会社を休むとか、飲食店に関してはお客が来なくてというお話、また各種イベントを中止することによって、いろいろなところに影響が出ているということを承知しております。そういったことを考えますと、そういった税収などは減ってくるのですけれども、それは本年1月以降の所得に関しては翌年度になるので、その影響はそんなにはないと思います。ただし、あと、ほかに考えられるものとしては、市の施設等を一定期間閉鎖をしたりすることによりまして使用料収入というのは減額になるかとも思います。いずれにしても、今回の対策につきましては、国のほうでもいろいろと検討をしているようでございますので、そういった情報をしっかりと把握をしながら、今後の必要に応じては補正というようなこともあろうかと思っておりますけれども、今後の動向については十分注視していきたいと考えております。

○委員長 ほかに。

○小澤彰一委員 15ページです。市民税の中の法人税ですけれども、これは前年度の収入というか実績に対して掛けられると聞いているのですけれども、細かい何に対してどうで、何が控除されるのかということがよくわからないのですが、ただこれは何と言うのでしょうか、大企業の場合に、たとえ単年度で多少収入が減ったとしても内部留保というものを持っていると私は聞いています。全国の大企業と言われる企業が国家予算の4年分に相当する400兆円の内部留保を蓄えていると言われていて、これは安倍総理もそういうものをぜひ市民、国民に還元してほしいという要請を経団連などにしているという話を聞いたのですけれども、内部留保というものには、どうして税金がかからないのかというのは、説明していただけませんか。

○税務課長 その辺のところの詳細はわかりませんが、法人市民税は法人税額が出ます。それをもとに法人住民税を課税していくという仕組みになっておりますので、法人税、国の税金のほうがどうなるかによって法人市民税が変わってくるという状況でありますので、あと、内部留保とかその辺のところは、済みませんが詳細についてはわからないのが正直な。

○副市長 内部留保は、そもそも税引き後の利益を積み立てていくものですから、税引き後の利益の中から配当を控除して、そのあと残ったものを企業の内部で留保しておくということになります。したがって、その内部留保が積み上がっているということなどは委員御指摘のとおりでございます。国は今それをいわゆる従業員、社員の給料を3%上げてくれという形で消費に回していく、いわゆる分配に回していくというような政策をとって消費を喚起していくというようなことをやっているということでございますので、それも成果がなかなか実は見えてこないというものでございます。

○小澤彰一委員 副市長から御説明をいただいて納得するというか、塩尻市の中でも大企業と言われる企業があるわけで、例えば退職金などは積み立ては非課税です。全社員がいつきに辞めてもいいように蓄えていて、それに対して課税されていない。例えば、絵画を買うとか、土地を買うとか、非課税のものでもって全部蓄えていて、今すぐそれを放出しろというのは物理的には無理だというふうには、私は誰かから聞いたことがあるのですけれども、ただ、こういうものをやっぱりきちんとやっていかないと消費税の問題でも、いろいろこれは公平な税制であるとかないとかという議論がありましたが、大企業の中に塩漬けにされているこういう資産があるということそのものが日本経済をやはり衰退させるということになると思うので、ぜひ市としても市内の大企業へ呼びかけていただきたいと思います。給料がたった1%上がるだけでも、景気は大分好転すると思うのです。市税だって当然上がるわけですし、ぜひそういうことを訴えていただきたいと思います。要望です。

○委員長 ほかに。

○永田公由委員 わかる範囲でいいので、38ページの保育所等整備交付金とあるのだけれども、これは広丘と郷原に未満児の民間の保育所ができるということなのだけれど、事業費とすればここに書いてある8,100万円と7,000万円という事業費でいいということだね、総額。これでやるという申請が来ているということだね。

○財政課長 こちらにつきましては、補助対象事業費申請がこの額でいくということでございます。

○永田公由委員 この額で来ているということだね。市は、この2つを合わせて1,900万円、約2,000万円弱を支出する。それで事業者もやはり2,000万円ぐらいずつ出すという理解でいいのか。

○**財政課長** 事業者負担につきましては、詳細を今把握しておりませんので、後ほどお答えをさせていただければ。

○**永田公由委員** あしたでいい。わかればでいい。

それと、次のページの40ページに、地方創生推進交付金で、森林活用推進で1,500万円、それから同じページの一番下の自動運転技術実証で1,000万円とありますけれども、これに補助金がつくことによって、市も負担、補助金を出さなければいけないと思うのだけれども、市の出し分というのはどのぐらいですか。

○**財政課長** 地方創生推進交付金につきましては、2分の1の補助となっております。あとは起債。残りの残額については係長からお答えをさせていただきます。

○**財政係長** 地方創生推進交付金につきましては、国の補助率が2分の1でございまして、残りの2分の1につきましては特別交付税で措置されますので、こちらのほうは財政力等によって変わってくるのですけれども、ですので単純に2分の1以下の市のほうの負担となります。以上です。

○**永田公由委員** そうすると、総額では、例えば森林活用推進で1,500万円つく事業費とすれば総額で幾らになるわけですか。3,000万円ということですか。

○**財政係長** 森林活用でいきますと補助金が1,500万円ありますから、この2倍の3,000万円が対象事業費となっております。以上です。

○**永田公由委員** これは、竹中工務店の関係というふうに理解していいわけですか。

○**財政係長** こちらは竹中工務店の関係とは関係ございません。こちらのほうは本年度の補正予算のほうになっております。以上です。

○**永田公由委員** わかりました。

○**委員長** ほかに。

少しお聞きします。ページで言うと56ページ、基金繰り入れの関係で、合併振興基金繰入金2億5,200万円ほどありますが、あと、基金残高見込みはどのぐらいになるのでしょうか。

○**財政課長** 合併振興基金につきましては少々お待ちください。合併振興基金でございますけれども、こちらにつきましては14億円程度となっております。

○**委員長** その基金全体がそのぐらいですよ。

○**財政課長** 基金全体が14億円ほどでございます。

○**委員長** では、ここで2億5,200万円充当するので、残りは、これまでのもあるのかと。ないですか。

○**財政課長** 係長から。

○**財政係長** 令和2年度末の合併振興基金の残高につきましては、11億4,000万円ほどを予定しております。以上です。

○**委員長** それと、もう一点。合併特例債になりますが、令和2年度も庁舎と保育園と中央スポーツ公園あたりに充当しますが、あと、充当できる残高はどのぐらいなのでしょう。

○**財政課長** 充当できる残額につきましては、残り6億円程度というところでございます。

○**委員長** 6億円。

○**財政課長** はい、6億円でございます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。全般について自由討議を行いますがありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので議案第17号令和2年度塩尻市一般会計予算中、当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号中、当委員会に付託されました部分につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本日の委員会は終了とし、あすは午前10時から再開をいたします。大変御苦労さまでございました。

午後4時10分 閉会

令和2年3月5日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 平間 正治 印